
やまなし

困難な問題を抱える女性への支援計画

～すべての女性が安心して暮らすことができ、
夢や希望に向かって歩むことができる山梨県を目指して～



令和6年3月
山梨県

<目 次>

第1章 計画策定の趣旨等	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 取組主体ごとの役割	2
(1) 県と市町村の役割	2
(2) 関係機関の役割	4
第2章 困難な問題を抱える女性の現状と課題等	7
1. 現状	7
(1) 女性相談支援センター（現・女性相談所）の利用者の状況等	7
(2) 困難な問題を抱える女性に関するデータ	14
(3) 山梨県女性福祉サポートアンケート調査の結果	18
(4) 関係機関等からのヒアリング等により把握した実情	36
2. 課題	37
(1) 潜在的相談者の早期発見	37
(2) 自立支援の強化	37
(3) 女性相談所の支援力強化	37
(4) 関係機関や民間団体への支援	38
(5) 人権教育の推進、情報発信	38
第3章 計画理念	39
1. 基本理念	39
2. 基本的な取組の視点	40
(1) 本人の声を受け止めること	40
(2) 早期から切れ目なく支援すること	40
(3) 本人の自立を支援すること	40
(4) 関係団体や民間団体と連携・協働すること	40
(5) 女性の人権を尊重すること	40
3. 基本方針	41
第4章 具体的な施策	42
1. 施策体系	42
2. 施策展開	43
施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援	43
施策の柱2 本人の自立に向けた継続的支援	47

施策の柱3 女性相談支援センターの機能強化.....	51
施策の柱4 関係機関等における支援者間の関係構築.....	53
施策の柱5 女性福祉の推進に向けた教育・啓発の強化.....	56
3. 数値目標（KPI）	59
第5章 計画の推進体制・進捗管理.....	61
1. 推進体制	61
2. 進捗管理	62
参考資料	63

第1章 計画策定の趣旨等

1. 策定の趣旨

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」（以下「困難女性支援法」という。）が成立しました。

困難女性支援法では、改正前の売春防止法の性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（要保護女子）を保護更生させるという目的から脱却し、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、女性の人権が尊重され、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現を目指すこととされ、日常生活又は社会生活を送る上で、様々な困難を抱える女性の福祉の増進のため、本人の意思を尊重した切れ目のない支援を実施することとされています。

この法律では、都道府県に「都道府県基本計画」の策定を義務づけています。

本県では、「困難女性支援法」の趣旨と令和5年3月29日に公示された「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）」（以下「基本的な方針」という。）を踏まえ、官民一体となって困難な問題を抱えている女性の人権の擁護、女性の福祉の増進が図られるよう、きめ細かい対応や自立を総合的、計画的、効果的に支援するための指針として「やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、困難女性支援法第8条第1項に基づく「都道府県基本計画」であり、県政運営の指針である「山梨県総合計画」の基本理念である「活力あるやまなし」を実現する部門計画として位置づけられるものです。

なお、本計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）に基づき、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護に関する施策を総合的に実施するために策定された「山梨県配偶

者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」との整合性を図りながら推進していきます。

3. 計画の期間

国が定めた基本的な方針を踏まえ、計画期間を令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、関係法令の改正や国の基本的な方針の見直し等により、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて見直すこととします。

4. 取組主体ごとの役割

(1) 県と市町村の役割

困難な問題を抱える女性への支援は、地方公共団体の責務として実施するものであり、それぞれが適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要となります。

国が定めた基本的な方針によれば、次のような役割分担が明記されています。

○県の役割

- ・困難な問題を抱える女性への支援に関して中核的な役割を果たし、基本計画の策定等を通じ、地域の実情に応じて、それぞれの地域特性を考慮しながら、計画的に、地域のニーズに応じた施策を検討・展開します。
- ・困難な問題を抱える女性への支援の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに支援者の活動の連携及び調整を図ります。
- ・段階的・重層的な支援を行っていくため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討するとともに、地域内の女性支援の実施状況や実施体制を把握し、女性相談支援センターの設置や女性相談支援員の配置等を検証していきます。
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体との協働による女性支援を通じ、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を整備します。
- ・広域的な観点から、市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう、市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、市町村のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等、市町村に対する支援を行うとともに、市町

村の取組状況を把握し、格差が生じないよう必要な取組を促進していきます。

○市町村の役割

- ・支援対象者にとって最も身近な支援の端緒となる相談機能を果たします。
- ・困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供します。
- ・必要に応じて適切に、県や他の市町村、関係機関等につなぎ、かつ、つないだ先の県や他の市町村等と連携して支援を行うなど、関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮を行います。
- ・庁内での情報連携及び支援方針の決定が円滑に行われるよう、関連部署が参加する会議の開催等の工夫に努めます。
- ・基本計画の策定や女性相談支援員の配置に努めます。
- ・当該市町村内における困難な問題を抱える女性への支援窓口の周知等に努めるとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体と協働して女性支援を積極的に担うことに努めます。

○県と市町村の共通の役割

- ・単独又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者により構成される支援調整会議を組織するよう努めます。
- ・国による調査研究や研修等、予算事業等も活用しつつ、困難な問題を抱える女性への支援に係る施策の普及・啓発、効果的な支援の手法等に関する調査研究の推進、支援に係る人材の確保、養成、資質の向上及び女性支援を行う民間団体の安全かつ安定的な運営の援助に努めます。

(2) 関係機関の役割

○女性相談支援センター

旧売春防止法において規定される「婦人相談所」（本県では「女性相談所」）が前身となります。困難女性支援法においては、女性相談支援センターは、次の業務を行うこととされています。

- ・支援対象者の立場に立った相談対応や相談を行う機関の紹介
- ・支援対象者及び同伴家族の緊急時における安全確保及び一時保護
- ・支援対象者的心身の健康回復を図るための医学的又は心理学的な援助等
- ・支援対象者の自立を促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- ・支援対象者が居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

○女性相談支援員

旧売春防止法において規定される「婦人相談員」が前身となります。困難女性支援法では、困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応ずるとともに、専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員が女性相談支援員であり、都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市は女性相談支援員を置くものとし、指定都市以外の市町村は女性相談支援員を置くよう努めるものとされています。

また、国が定めた基本的な方針では、女性相談支援員は、次の業務を行うこととされています。

- ・丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援するとともに、個別の支援計画の策定に参画
- ・市町村等の女性相談支援員は、児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の実施機関と連携して、本人のニーズに照らし、戸籍や住民票の発行、転出手手続き、各種手当の受給に係る手続、公営住宅への入居、児童の養育支援、各種福祉サービスの調整等のコーディネート及び同行支援を実施
- ・都道府県の女性相談支援員は、支援対象者にとって適切な生活の場で適切な支援が受けられるよう、支援対象者の意思決定を支援し、関係機関と連絡調整を行うとともに、本人の同意を得て一時保護や女性自立支援施設等の利用調整を実施

○女性自立支援施設

旧売春防止法において規定される「婦人保護施設」が前身となります。困難女性支援法では、困難な問題を抱える女性を入所させ保護を行い、心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行うとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設が女性自立支援施設とされ、都道府県は女性自立支援施設を設置することができるとしています。

○民間団体等

困難女性支援法第13条において都道府県が民間団体と協働して支援を行うことや、市町村が民間団体と協働した支援ができる旨が規定されています。民間団体の特色である柔軟性のある支援や、これまでの活動の中で蓄積された知見、育成されてきた人材等は、困難な問題を抱える女性への支援を進める上で重要となります。

県及び市町村と対等な立場で協働し、互いの活動を補完しながら、困難な問題を抱える女性への支援を行いますが、国の基本的な方針によれば、具体的には次のような活動が想定されます。

- ・訪問や巡回、居場所の提供、SNS等を活用した相談支援やアウトリーチによる早期発見、同行支援、一時保護の受託、地域における生活再建等の自立支援など、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援の実施

○その他関係機関

女性が抱える困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障害、住居問題など多岐に渡っており、最初にたどり着く可能性のある支援窓口も様々であると思われ、さらにひとりの女性が様々な問題に複合的に直面しているケースも多数あると想定されます。

そのため、支援を行う地方公共団体相互間の緊密な連携を図っていくとともに、国が定めた基本方針によれば、地方公共団体は、下記の各種関係機関の間で十分な連携を図られるよう配慮をしていく必要があるとされています。

<支援を進める上で十分な連携が求められる関係機関等>

女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、児童相談所、児童福祉施設、保健所、精神保健福祉センター、市町村保健センター、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、保育所、都道府県警察、裁判所、日本司法支援センター、弁護士等、配偶者暴力相談支援センター、都道府県及び市町村の女性支援担当部局、障害保健福祉部局及び男女共同参画主管部局等、障害に係る相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援機関、福祉事務所、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、男女共同参画センター、社会福祉協議会、民間団体、民生委員・児童委員、人権擁護委員、その他社会福祉サービス関係者等

第2章 困難な問題を抱える女性の現状と課題等

1. 現状

(1) 女性相談支援センター（現・女性相談所）の利用者の状況等

山梨県女性相談所（以下「女性相談所」という。）では、人間関係や家庭問題、生活困窮等の困難な問題を抱える女性からの相談、配偶者等からの暴力の相談に応じ、関係機関と連携した支援を行っています。

○相談の状況

【相談件数】

（単位：件）

年度	区分	来所相談		電話相談	合計
			(再掲) 日本語が十分話せ ない者からの相談		
平成30	件 数	323	3	1,612	1,935
	DV再掲	261	2	657	918
令和1	件 数	357	5	1,750	2,107
	DV再掲	277	5	854	1131
令和2	件 数	197	13	2,121	2,318
	DV再掲	178	13	1290	1,468
令和3	件 数	171	7	1,540	1,711
	DV再掲	127	5	778	905
令和4	件 数	183	9	1,738	1,921
	DV再掲	149	8	679	828

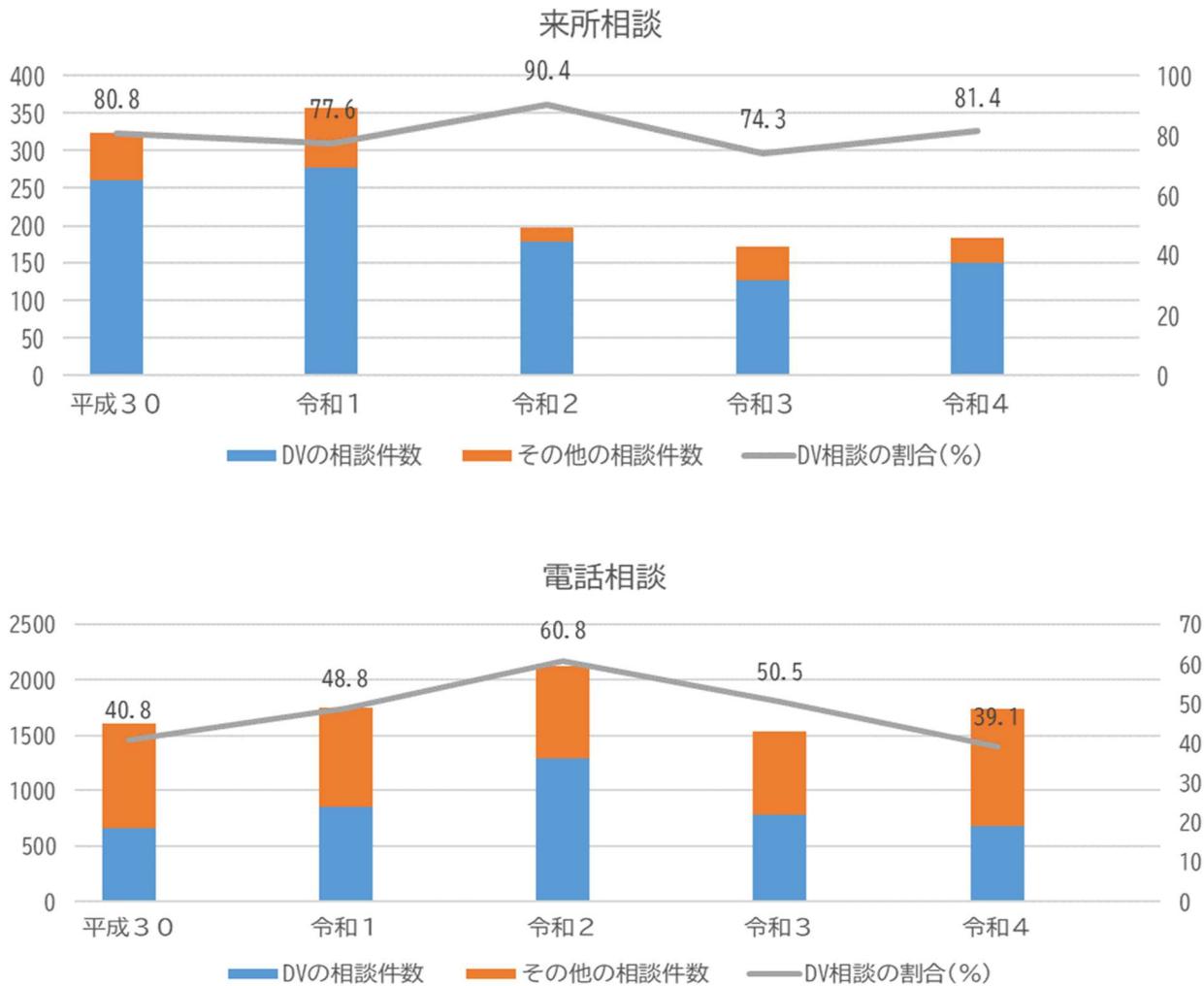
※DV：生活を共にする（していた）配偶者や交際相手からの暴力を主訴とする相談

女性相談所で受け付けた相談件数は、平成30年度以降の5年間において年2,000件前後で推移しています。

来所相談については、新型コロナウィルス感染症が流行を開始した令和2年度以降の相談件数が、令和元年度以前の約半数に減少しています。

一方で電話相談については、令和2年度をピークに新型コロナウィルス感染症の流行以前の水準に戻りつつあります。

【DV相談と他の相談件数、DV相談の割合】



過去5年間の傾向を見ると、DV相談の占める割合は、来所相談と電話相談で傾向が異なります。

来所相談は、全体の件数が令和2年度以降減少しているものの、DV相談の占める割合は約80%のまま横ばい傾向にあります。

しかし、電話相談におけるDV相談の占める割合は、令和2年度をピークに緩やかな減少傾向にあります。

【相談内容（主訴）】

相 談 内 容		令和4年度			令和3年度			令和2年度						
		来所	電話	合計	来所	電話	合計	来所	電話	合計				
人間関係	配偶者等	配偶者等の暴力	149	679	828	977	127	778	905	1089	178	1,290	1468	1677
		酒乱・薬物中毒	0	0	0		0	2	2		1	0	1	
		離婚問題	2	71	73		5	87	92		1	99	100	
		その他	0	76	76		1	89	90		0	108	108	
	子ども	子どもの暴力	0	14	14	68	1	12	13	79	0	25	25	68
		養育困難	0	1	1		0	5	5		0	2	2	
		その他	0	53	53		2	59	61		0	41	41	
	親族	親の暴力	17	50	67	184	23	41	64	152	15	57	72	152
		その他の親族の暴力	0	11	11		2	9	11		0	16	16	
		その他	5	101	106		0	77	77		0	64	64	
	交際相手の暴力		0	20	20	169	0	16	16	151	0	27	27	168
	その他の者の暴力		0	2	2		1	9	10		0	6	6	
	男女問題		1	24	25		0	21	21		1	11	12	
	家庭不和		0	6	6		1	1	2		0	0	0	
	ストーカー		0	4	4		0	10	10		0	7	7	
	その他		2	110	112		1	91	92		0	116	116	
経済関係	生活困窮		1	4	5	19	0	7	7	27	0	1	1	24
	サラ金・借金		0	0	0		0	4	4		0	3	3	
	求職		0	0	0		0	1	1		0	3	3	
	その他		0	14	14		0	15	15		0	17	17	
医療関係	病気		0	15	15	87	0	7	7	67	0	12	12	98
	精神的問題		0	50	50		1	43	44		0	64	64	
	妊娠・出産		0	4	4		1	5	6		0	1	1	
	その他		0	18	18		0	10	10		0	21	21	
住居問題		0	16	16	0	6	6	6	0	8	8			
帰住先なし		0	10	10	1	7	8	0	2	2				
不純異性交遊		0	0	0	0	0	0	0	1	1				
売春強要		0	0	0	0	0	0	0	0	0				
ヒモ・暴力団関係		0	1	1	0	3	3	0	9	9				
5条違反		0	0	0	0	0	0	0	0	0				
人身取引		0	0	0	0	0	0	0	0	0				
その他		6	384	390	4	125	129	1	110	111				
合計		183	1,738	1,921	171	1,540	1,711	197	2,121	2,318				

(単位：件)

令和4年度の主訴別相談件数の内訳について、最も多いのは「配偶者等からの暴力」を主とする「配偶者等との人間関係」で、全体の50.8%（延べ977件）になります。次いで、「その他」(20.3%)、「親族との人間関係」(9.5%)の順に多くなっています。

令和2年度及び令和3年度も同様に「配偶者等との人間関係」に関するものが最も多くなっていますが、その件数と全体に占める割合は緩やかに減少傾向にあります。

一方で、令和4年度において、「親の暴力」を主とする「親族との人間関係」に関する相談件数が、前年より32件増加していることなどから、女性が抱える問題は年々多様化していることが推測されます。

また、「配偶者等の暴力」が主訴であっても、その背景には、離婚問題や子育ての問題、精神的問題や経済上の問題等様々な問題があり、相談内容は年々複雑化しています。

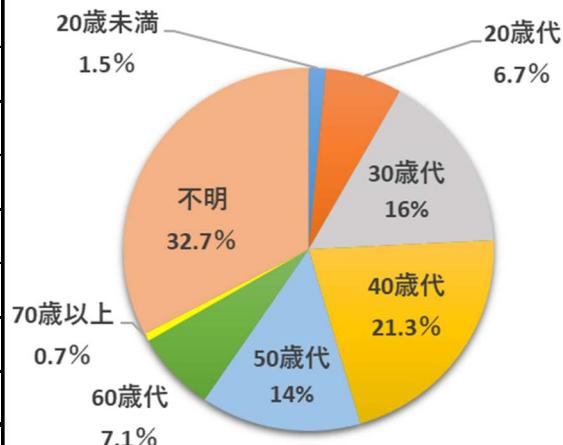
※1：「5条違反」は売春防止法第5条違反（売春の勧誘等）。

※2：「その他」は、主訴特定が困難な相談や男性からのDV以外の相談等、内容がどの項目にもあてはまらないもの。

【年代別の相談割合（令和4年度）】

（単位：件）

	来所	電話	計
20歳未満	7	21	28
20歳代	27	101	128
30歳代	56	252	308
40歳代	55	354	409
50歳代	29	240	269
60歳代	9	127	136
70歳以上	0	14	14
不明	0	629	629
計	183	1,738	1,921



相談者の年代別では、「30歳代」と「40歳代」が多く、来所相談と電話相談を合わせると全体の37.3%（延717件）となります。

相談が少ない年代としては、「70歳以上」が14件（0.7%）と最も少なく、次いで「20歳未満」が1.5%と続きます。

【相談経路別人数(来所相談のみ)】

(単位:実人数)

区分	年度	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
本人自身		224	271	167	142	146
警察関係		13	13	8	6	9
法務関係		4	2	0	0	1
他の婦人相談所		0	2	1	1	2
福祉事務所・市町村		24	11	7	3	8
他の相談機関・社会福祉施設等		7	5	1	3	3
医療関係		2	1	0	0	0
縁故者・知人		5	8	4	5	3
その他		4	2	1	6	3
計		283	315	189	166	175

※出典：山梨県女性相談所「令和5年度女性保護事業のあらまし（令和4年度実績）」

相談経路別では「本人自身」からの相談が最も多く、特に令和元年度以降の来所相談のうち約85%が「本人自身」からの相談となっています。

一方で「福祉事務所・市町村」からの相談は減少傾向にあり、令和4年度は平成30年度のおよそ3分の1まで減少しました。

○一時保護の状況

女性相談所では、緊急に保護を必要とする女性に対し、本人の要望に基づいて一時保護を実施し、自立や今後の生活に向けて、関係機関と連携を図りながら支援を行います。

【主訴別保護人数】

(単位:実人数)

	平成30		令和1		令和2		令和3		令和4	
	同 伴 児 な し	同 伴 児 あ り								
配偶者等の暴力	11	8	4	11	8	4	1	2	3	4
子・親・親族の暴力	1		1						1	
交際相手の暴力										
その他の者の暴力								1		
離婚問題										
帰住先なし							1			
経済問題										
ストーカー										
5条違反										
人身取引										
その他			1							
計	12	8	6	11	8	4	2	3	4	4
合計		20		17		12		5		8

※一時保護所、婦人保護施設を含み、前年度から継続の入所者はいません。

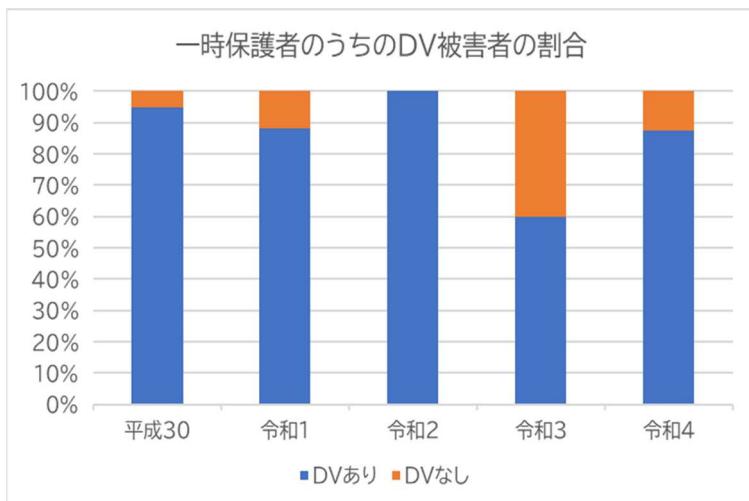
県内における一時保護の人数は、平成30年度以降減少傾向で推移しており、直近の令和4年度においては8名でした。

主訴別では、「配偶者等の暴力」が、どの年度においても最も多くなっています。また、入所者の約半数に同伴児がいます。

【一時保護件数とDVの割合】

(単位:実人数)

年度	保護件数	DV再掲	DV率 (%)
平成30	20	19	95.0
令和1	17	15	88.2
令和2	12	12	100.0
令和3	5	3	60.0
令和4	8	7	87.5



一時保護者のうちDV被害者の割合は、令和2年度の100%が最も高くなっています。また、令和3年度を除くすべての年度で約90%以上と高い割合で推移しています。

(2) 困難な問題を抱える女性に関するデータ

○性犯罪・DV 関係相談

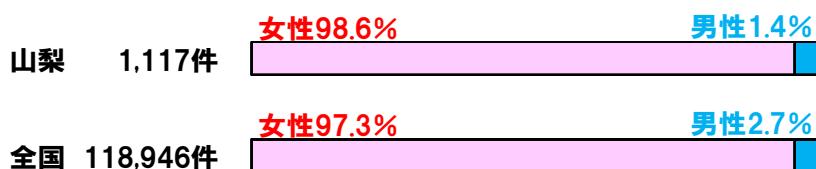
【性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター相談件数】

全国の相談件数は、令和元年の 41,384 件から令和 4 年の 63,091 件へと、3 年間で 52.5% の増加となっています。

(「女性に対する暴力の現状と内閣府の取組」内閣府男女共同参画局 R5.12月資料より)

【配偶者暴力相談支援センター相談件数 (R4)】

配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、全国及び山梨県とともに、相談者は圧倒的に女性が多くなっています。



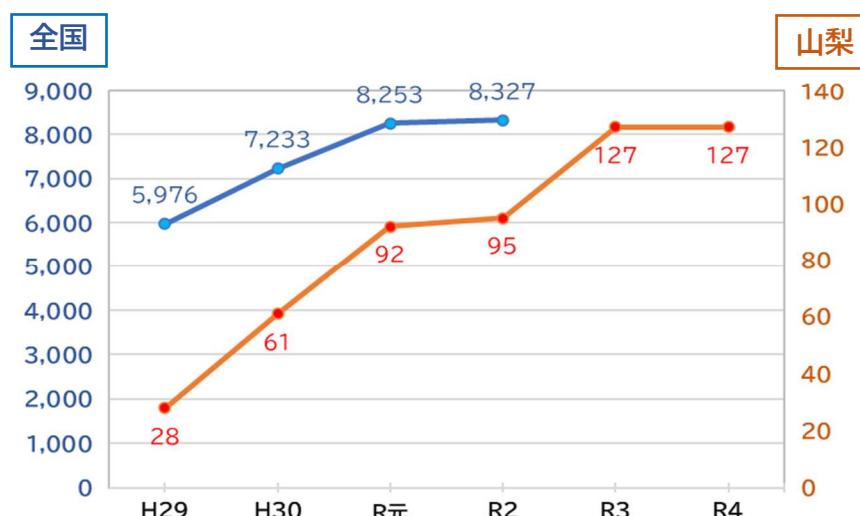
(R5.11.29 内閣府男女共同参画局発表資料より作成)

○特定妊婦の増加

養育上の支援を妊娠中から要する特定妊婦（※）について、平成 29 年以降に要保護児童対策地域協議会に登録された件数をみると、全国では令和 2 年に 8,327 件と大幅に増加しています。山梨県内の状況を見ても平成 29 年の 28 件から令和 4 年の 127 件へと約 4.5 倍に増加しています。

※「特定妊婦」　出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと（児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項）

【特定妊婦として要保護児童対策地域協議会に登録された件数】



○産後うつのフォローを要する女性

令和3年度の山梨県母子保健事業実施報告によると、産後1ヶ月の時点における産後うつとしてフォローを要する女性は、10.9%を占めています。

同時点で、ハイリスクと判断された女性の割合は、全国で9.7%、山梨県で6.1%となっています（令和3年度母子保健事業実施状況等調査）。

○育てにくさを感じても対処できない親

厚生労働省が、母子の健康水準向上を目指した国民運動計画として打ち出した「健やか親子21」では、「子育てにかかる者が感じる育児上の困難感」を「育てにくさ」と定義し、育児不安や育児ストレス等が該当します。

育てにくさを感じても、育児の支援者や情報につながることができ、対処ができるているか調べている厚生労働省の全国母子保健事業実施状況等調査では、令和3年では全国で19.1%、山梨県では24.9%の親が対処できないとの結果となっています。

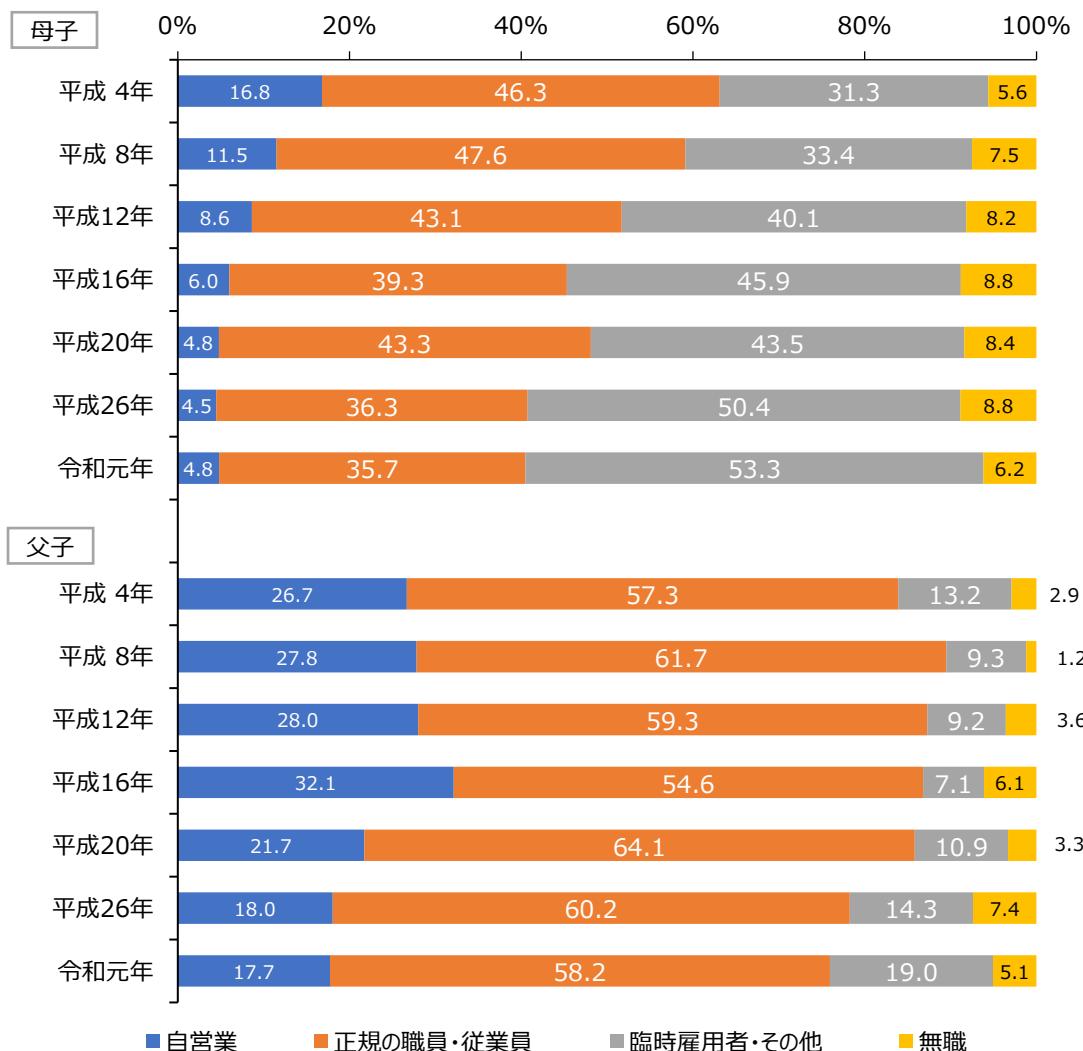
○母子世帯数の増加

山梨県の母子世帯数は、令和元年度の「山梨県ひとり親家庭実態調査」によると8,613世帯となり、調査開始以来最多となっています。



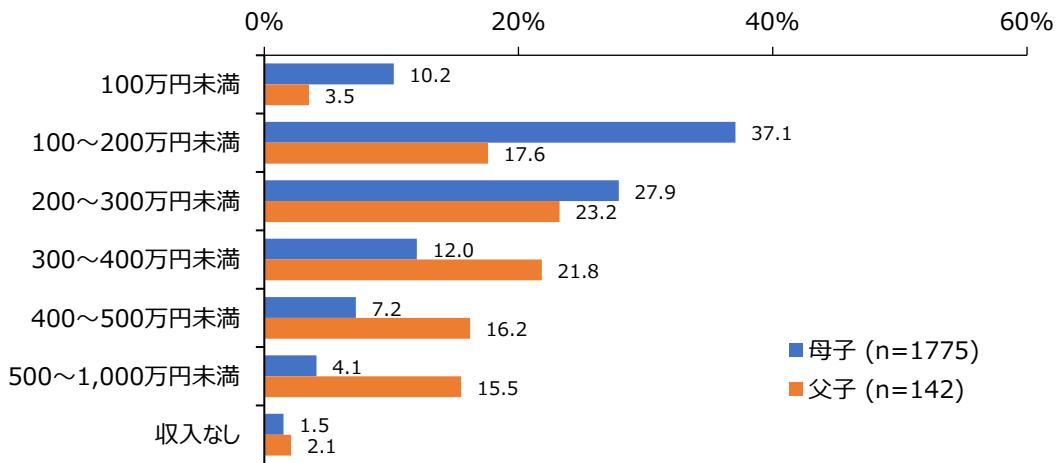
○母子世帯の親の勤務形態

母子世帯の母親の勤務形態について、令和元年度「山梨県ひとり親家庭実態調査」で調べたところ、「臨時雇用者・その他」(53.3%)が最も多く、父子世帯と比べても割合は高くなっています。



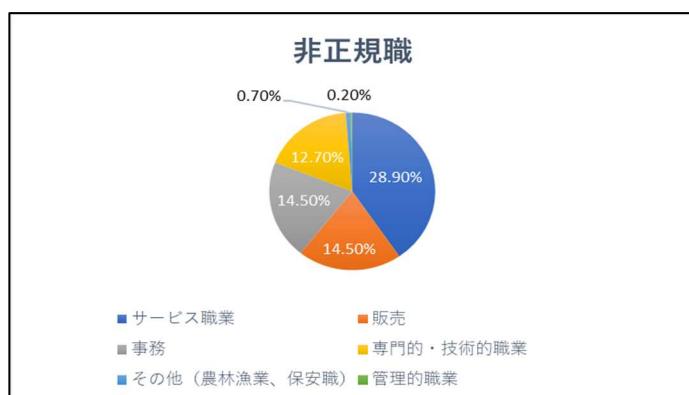
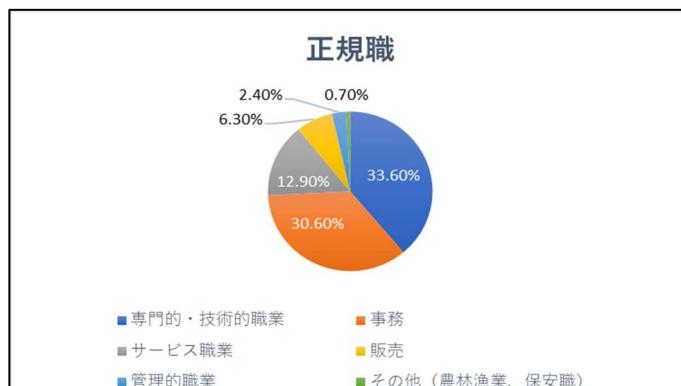
○母子世帯の年収

母子世帯の世帯年収について、令和元年度「山梨県ひとり親家庭実態調査」で調べたところ、母子世帯は「100～200万円未満」(37.1%)が最も多く、次いで「200～300万円未満」(27.9%)となっています。なお、父子世帯は「200～300万円未満」(23.2%)が最も多く、次いで「300～400万円未満」(21.8%)となっていることから、母子世帯の年間収入は父子世帯に比べて全体的に低い結果となっています。



○母子世帯の親の仕事内容

令和3年度全国ひとり親世帯等調査によると、母子世帯の親が従事している仕事の内容は、正規職員の場合、専門的・技術的職業が33.6%と最も多く、続いて事務が30.6%であったのに対し、非正規職員の場合は、サービス業が28.9%と最も多く、続いて販売業と事務がともに14.5%となっています。



(3) 山梨県女性福祉サポートアンケート調査の結果

I. 調査概要

県内女性が抱えている困りごとや希望する支援策を把握し、今後の女性支援施策を展開するための調査を行いました。

① 調査方法

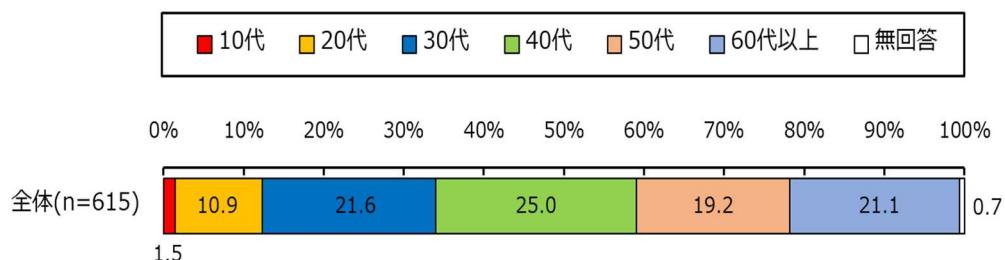
- ・調査地域 山梨県全域（全27市町村対象）
- ・調査対象 山梨県在住の15歳以上（高校生以上）の女性
- ・標本数 1,500人
- ・抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- ・調査方法 郵送調査
- ・調査期間 令和5年9月22日(金)～令和5年10月13日(金)

② 回収結果

- ・発送数 : 1,500人 (100.0%)
- ・回収数 : 615人 (41.0%)
- ・有効回収数 : 615人 (41.0%)

③回答者の属性

- ・年齢は、「40代(25.0%)」、「30代(21.6%)」の順に高く、30代から60代以上までいずれの年代も全体の20%前後となっています。なお、平均年齢は46.7歳でした。

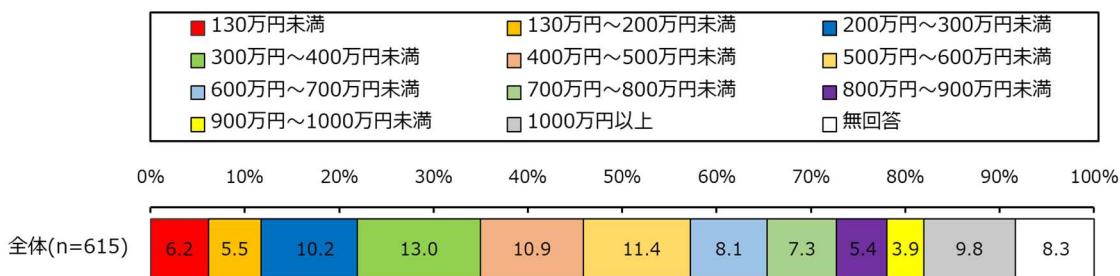


II. 調査結果

1 収入の状況

○世帯年収

世帯年収は、「300万円～400万円未満(13.0%)」が最も高く、「500万円～600万円未満(11.4%)」、「400万円～500万円未満(10.9%)」、「200万円～300万円未満(10.2%)」と続いています。



○現在の暮らしについての感じ方

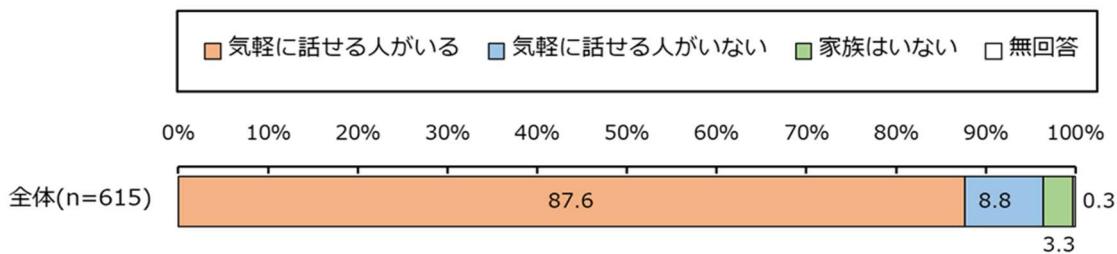
現在の暮らしについては、全体で「あまりゆとりがない(41.3%)」が最も高く、「ふつう(25.7%)」、「大変苦しい(14.1%)」が続いています。

n=615 単位:%							
	大 変 ゆ と り が あ る	す こ し ゆ と り が あ る	ふ つ う	あ ま り ゆ と り が な い	大 変 苦 し い	わ か ら な い	無 回 答
全 体	2.6	13.7	25.7	41.3	14.1	1.5	1.1
年 代							
10代	11.1	33.3	22.2	22.2	11.1	0.0	0.0
20代	7.5	13.4	23.9	43.3	9.0	3.0	0.0
30代	1.5	16.5	23.3	44.4	11.3	1.5	1.5
40代	1.9	14.3	23.4	41.6	17.5	0.6	0.6
50代	2.5	11.9	25.4	41.5	13.6	2.5	2.5
60代以上	1.5	10.8	33.1	37.7	16.2	0.0	0.8
無回答	0.0	0.0	0.0	50.0	25.0	25.0	0.0

2 気軽に話ができる環境

○家族との状況

家族に「気軽に話せる人がいる」が87.6%、「気軽に話せる人がいない」は8.8%となっています。年代別にみても、すべての年代で「気軽に話せる人がいる」が80%を超えていました。

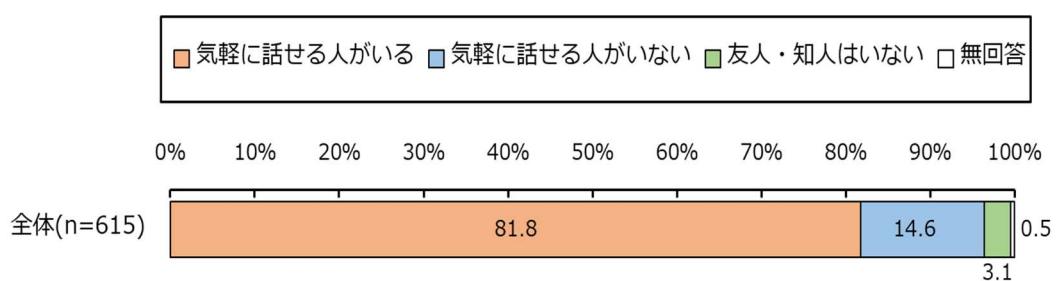


(表) 家族内で気軽に話ができる人の有無

		n=615 単位:%			
		い る	い な い	家 族 は い な い	無 回 答
年 代	全 体	87.6	8.8	3.3	0.3
	10代	88.9	11.1	0.0	0.0
	20代	95.5	3.0	1.5	0.0
	30代	88.0	9.8	2.3	0.0
	40代	90.3	7.8	1.3	0.6
	50代	85.6	11.0	3.4	0.0
	60代以上	82.3	9.2	7.7	0.8
無回答		75.0	25.0	0.0	0.0

○友人・知人の状況

友人・知人に「気軽に話せる人がいる」が81.8%を占め、「気軽に話せる人がいない」は14.6%となっています。



(表) 友人・知人と気軽に話ができる人の有無

		話せる人がいる	話せる人がいない	友人・知人はいない	n=615 単位:%
		全 体	81.8	14.6	3.1
年 代	10代	100.0	0.0	0.0	0.0
	20代	89.6	9.0	1.5	0.0
	30代	83.5	14.3	2.3	0.0
	40代	79.9	14.3	5.2	0.6
	50代	78.8	20.3	0.8	0.0
	60代以上	80.0	13.8	4.6	1.5
	無回答	75.0	25.0	0.0	0.0

○学校、職場での状況

職場・学校に「気軽に話せる人がいる」が60.5%と半数を超え、「気軽に話せる人がいない」は18.7%となっています。

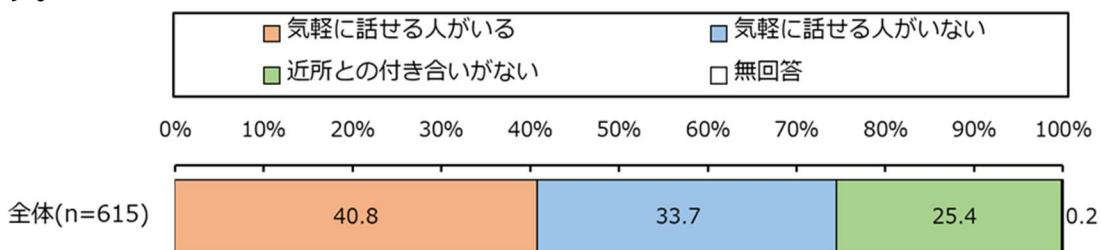


(表) 職場・学校で気軽に話ができる人の有無

		話せる人がいる	話せる人がいない	働いていない・通学していない	n=615 単位:%
		全 体	60.5	18.7	16.4
年 代	10代	77.8	22.2	0.0	0.0
	20代	74.6	19.4	6.0	0.0
	30代	66.2	18.8	12.8	2.3
	40代	61.0	24.7	13.6	0.6
	50代	65.3	19.5	13.6	1.7
	60代以上	41.5	10.8	31.5	16.2
	無回答	50.0	0.0	50.0	0.0

○住んでいる地域、近所での状況

住んでいる地域、近所で「気軽に話せる人がいる」が40.8%、「気軽に話せる人がいない」は33.7%、「近所との付き合いがない」は25.4%となっています。

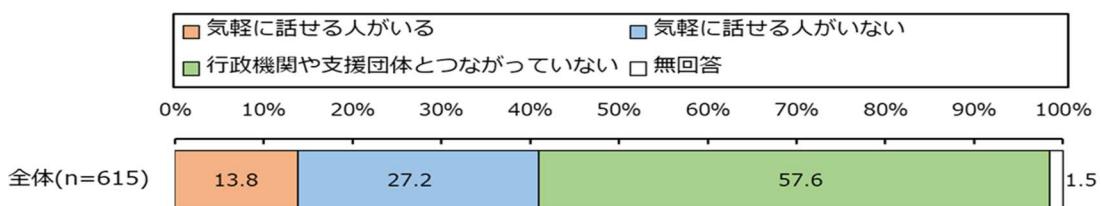


(表) 住んでいる地域、近所で気軽に話ができる人の有無
n=615 単位:%

	話せる人がいる	話せる人がいない	近所との付き合いがない	無回答	
全 体	40.8	33.7	25.4	0.2	
年 齢	10代	33.3	11.1	55.6	0.0
	20代	25.4	35.8	38.8	0.0
	30代	30.8	33.8	35.3	0.0
	40代	40.3	36.4	23.4	0.0
	50代	44.1	40.7	14.4	0.8
	60代以上	58.5	24.6	16.9	0.0
	無回答	0.0	25.0	75.0	0.0

○行政機関や支援団体での状況

行政機関や支援団体で「気軽に話せる人がいる」と答えた人の割合は13.8%、「気軽に話せる人がいない」は27.2%、「行政機関や支援団体とつながっていない」は57.6%となっています。

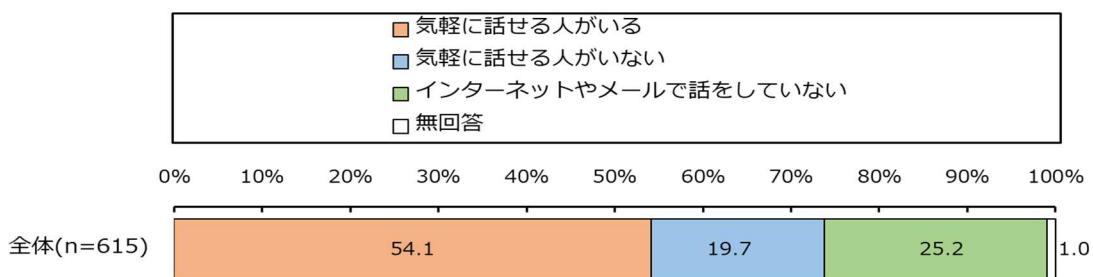


(表) 行政機関や支援団体で気軽に話ができる人の有無

		話せる人がいる	話せる人がいない	つ行政が機関や支援団体と	無回答
		n=615 単位:%			
	全 体	13.8	27.2	57.6	1.5
年 代	10代	11.1	22.2	66.7	0.0
	20代	9.0	22.4	68.7	0.0
	30代	16.5	25.6	57.9	0.0
	40代	13.6	33.1	53.2	0.0
	50代	10.2	27.1	61.0	1.7
	60代以上	16.9	25.4	52.3	5.4
	無回答	25.0	0.0	75.0	0.0

○SNS やメールでのつながりでの状況

Facebook や LINE などの SNS やメールでのつながりで「気軽に話せる人がいる」と答えた人の割合は 54.1%、「気軽に話せる人がいない」は 19.7%、「インターネットやメールで話をしていない」は 25.2% となっています。



(表) SNS やメールでのつながりの有無

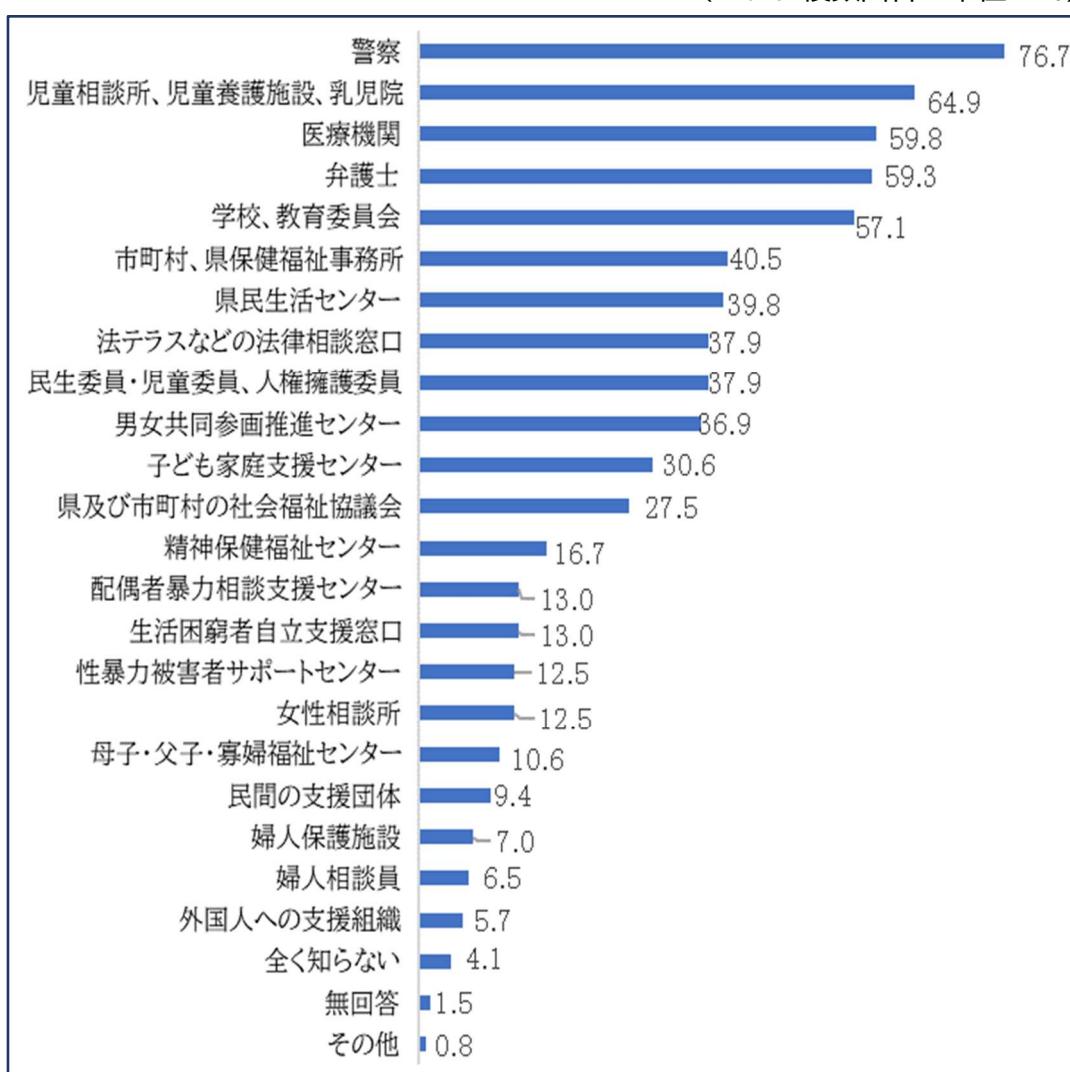
		話せる人がいる	話せる人がいない	話してない	無回答
		n=615 単位:%			
	全 体	54.1	19.7	25.2	1.0
年 代	10代	66.7	0.0	33.3	0.0
	20代	68.7	22.4	9.0	0.0
	30代	48.9	25.6	25.6	0.0
	40代	48.1	20.8	30.5	0.6
	50代	56.8	20.3	22.9	0.0
	60代以上	56.2	11.5	28.5	3.8
	無回答	50.0	25.0	25.0	0.0

③ 悩みや困りごとの相談機関、専門家の認知度

悩みや困りごとなどを解決するために思い浮かべる相談機関・専門家をたずねたところ、「警察(76.7%)」が最も高く、「児童相談所、児童養護施設、乳児院(64.9%)」、「医療機関(59.8%)」、「弁護士(59.3%)」、「学校、教育委員会(57.1%)」と続いています。

(表) 悩みや困りごとなどを解決するために思い浮かべる相談機関・専門家

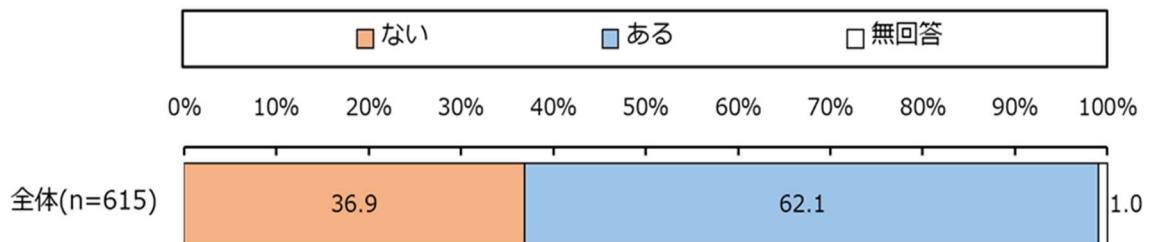
(n=615 複数回答 単位：%)



4 “現在” の悩みや困りごと

○現在の悩みや困りごとの有無

「ない」が36.9%、「ある」が62.1%となっています。



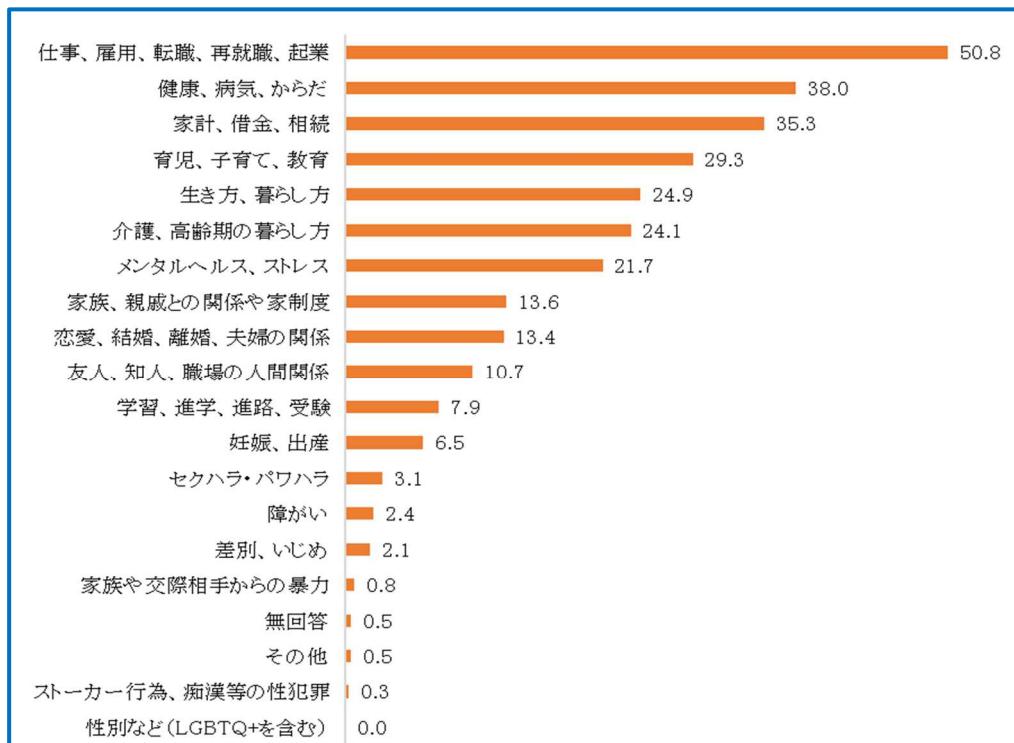
(表) 現在の悩みや困りごとの有無

	ない (%)	ある (%)	悩み・困りごと 平均個数	無回答 (%)
全 体	36.9	62.1	2.9	1.0
年 代	10代	55.6	44.4	3.3
	20代	38.8	59.7	2.8
	30代	34.6	65.4	3.1
	40代	35.7	62.3	2.9
	50代	28.8	70.3	2.8
	60代以上	44.6	54.6	2.5
	無回答	75.0	25.0	0.0

○現在の悩みや困りごとの内容

現在、悩みや困りごとがあると回答した人（382名）が抱えている悩みや困りごとの内容を伺いましたところ、「仕事、雇用、転職、再就職、起業(50.8%)」が最も高く、「健康、病気、からだ(38.0%)」、「家計、借金、相続(35.3%)」の順となっています。

(表) 現在の悩みや困りごとの内容 (n=382 複数回答 単位: %)



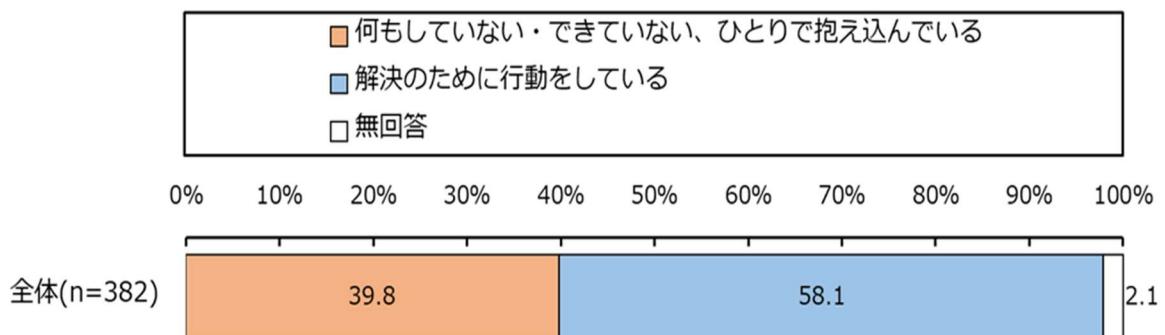
(表) 現在の悩みや困りごとの内容 (年代別)

※赤い枠は、各年代で回答上位となつた3項目を示す (n=382 複数回答 単位: %)

	全 体	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	年代無回答
仕事、雇用、転職、再就職、起業	50.8	25.0	60.0	72.4	50.0	44.6	28.2	100.0
健康、病気、からだ	38.0	25.0	25.0	28.7	34.4	47.0	50.7	100.0
家計、借金、相続	35.3	0.0	35.0	39.1	39.6	32.5	29.6	100.0
育児、子育て、教育	29.3	0.0	17.5	43.7	49.0	18.1	5.6	100.0
生き方、暮らし方	24.9	25.0	20.0	26.4	25.0	16.9	33.8	100.0
介護、高齢期の暮らし方	24.1	0.0	2.5	10.3	18.8	37.3	46.5	0.0
メンタルヘルス、ストレス	21.7	50.0	27.5	23.0	16.7	27.7	14.1	100.0
家族、親戚との関係や家制度	13.6	25.0	10.0	9.2	15.6	15.7	14.1	100.0
恋愛、結婚、離婚、夫婦の関係	13.4	25.0	27.5	18.4	12.5	7.2	5.6	100.0
友人、知人との関係や職場の人間関係	10.7	50.0	10.0	12.6	7.3	13.3	7.0	100.0
学習、進学、進路、受験	7.9	100.0	12.5	4.6	9.4	7.2	2.8	0.0
妊娠、出産	6.5	0.0	20.0	17.2	1.0	0.0	0.0	100.0
セクハラ、パワハラ	3.1	0.0	7.5	2.3	3.1	3.6	1.4	0.0
障がい	2.4	0.0	0.0	3.4	1.0	3.6	2.8	0.0
差別、いじめ	2.1	0.0	0.0	2.3	3.1	2.4	1.4	0.0
家族や交際相手からの暴力	0.8	0.0	0.0	0.0	2.1	1.2	0.0	0.0
ストーカー行為、痴漢等の性犯罪	0.3	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0
性別など(LGBTQ+を含む)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0.5	0.0	2.5	0.0	3.1	6.0	9.9	0.0
無回答	0.5	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0

○現在の悩みや困りごとを解決するためにとった行動

現在の悩みや困りごとを解決するための行動として、「何もしていない・できていない、ひとりで抱え込んでいる」が 39.8%、「解決のために行動した」が 58.1%となっています。



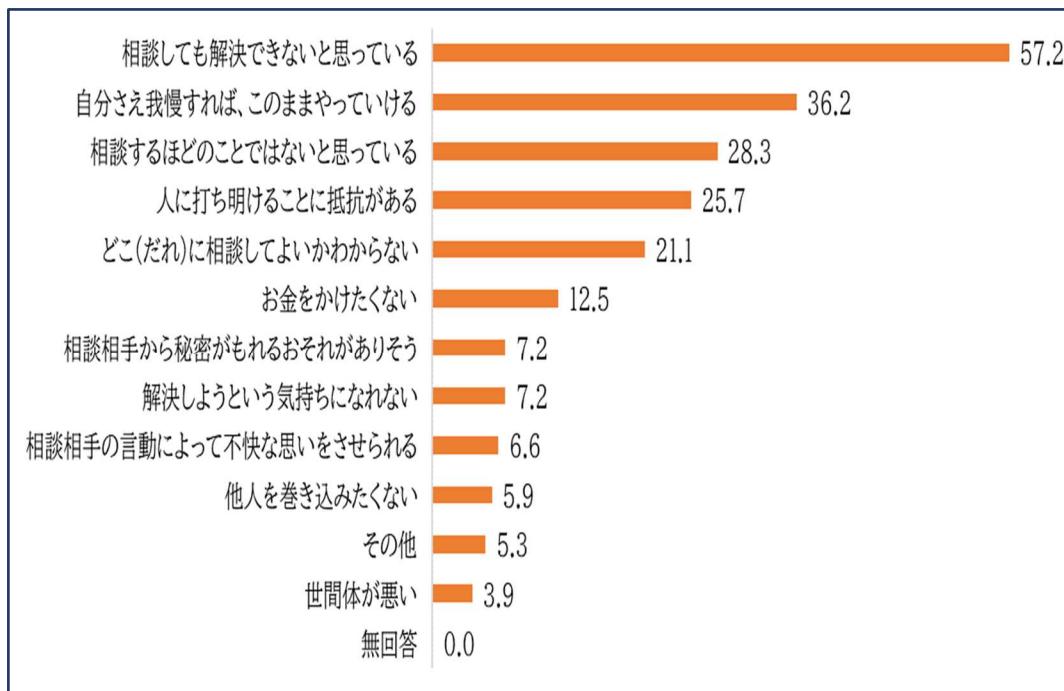
(表) 現在の悩みや困りごとへの対応（年代別）(n=382)

年代	何もしていない (%)	(過去結果との比較)		行動決済をしたてめいにる (%)	(過去結果との比較)		無回答 (%)
		(ポイント)	(%)		(ポイント)	(%)	
全 体	39.8	↑5.8	58.1	↓5.8		2.1	
10代	0.0	0.0	100.0	0.0		0.0	
20代	47.5	↑14.2	52.5	↓-10.2		0.0	
30代	35.6	↓-2.0	60.9	↓-0.5		3.4	
40代	41.7	↑7.5	57.3	↓-7.7		1.0	
50代	34.9	↑4.2	60.2	↓-5.7		4.8	
60代以上	46.5	↑9.9	53.5	↓-6.2		0.0	

現在の悩みに対して何もしていない・できていない、ひとりで抱え込んでいると答えた人（152名）にその理由を聞いたところ、「相談しても解決できないと思っている(57.2%)」が最も高く、「自分さえ我慢すればこのままやつていけると思っている(36.2%)」、「相談するほどのことではないと思っている(28.3%)」と続いています。

(表) 現在の悩みや困りごとへの解決行動をしていない(できない)理由

(n=152 複数回答 単位: %)



現在の悩みや困りごとへの解決行動をしていない(できない、ひとりで抱え込んでいる)理由について、過去の悩みに対する同じ理由の増減を比較したところ、次ページの表のとおりとなっています。その結果、人に打ち明けることへの抵抗が少なくなり、我慢せずに相談する傾向が推測できるものとなっています。

(表) 現在と過去における悩み等を解決する行動をしなかった(できなかつた)、していない(できない)理由の比較

	現在の悩み等 (%)	過去の悩み等 (%)	増減 (ポイント)
相談しても解決できないと思っている	57.2	55.7	↑1.5
自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思っている	36.2	58.9	↓22.7
相談するほどのことではないと思っている	28.3	27.2	↑1.1
人に打ち明けることに抵抗がある	25.7	41.1	↓15.4
どこ(だれ)に相談してよいかわからない	21.1	23.4	↓2.3
お金をかけたくない	12.5	11.4	↓1.1
解決しようという気持ちになれない	7.2	9.5	↓2.3
相談相手から秘密がもれるおそれがありそうだから	7.2	11.4	↓4.2
相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思っている	6.6	11.4	↓4.8
他人を巻き込みたくない	5.9	14.6	↓8.7
その他	5.3	1.9	↓3.4
世間体が悪い	3.9	8.9	↓5.0
無回答	0.0	0.6	↓0.6

(表) 現在の悩みや困りごとへの解決行動をしていない(できない)理由 (年代別)

n=152 単位:%

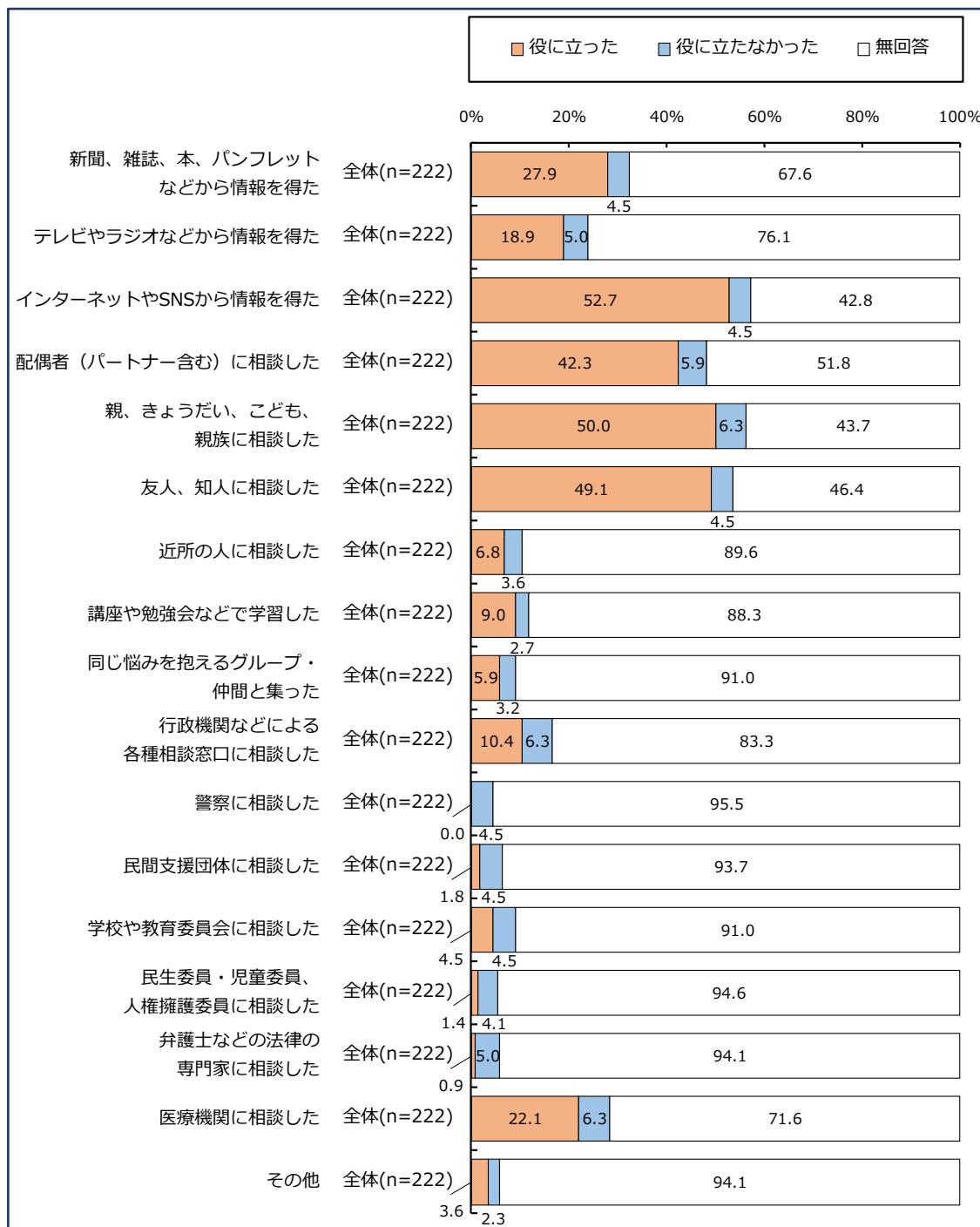
	全 体	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上
相談しても解決できないと思っている	57.2	0.0	63.2	64.5	55.0	58.6	48.5
自分さえ我慢すれば このままやっていけると思っている	36.2	0.0	57.9	35.5	30.0	34.5	33.3
相談するほどのことではないと思っている	28.3	0.0	26.3	35.5	30.0	31.0	18.2
人に打ち明けることに抵抗がある	25.7	0.0	31.6	29.0	22.5	24.1	24.2
どこ(だれ)に相談してよいかわからない	21.1	0.0	10.5	29.0	15.0	13.8	33.3
お金をかけたくない	12.5	0.0	21.1	12.9	10.0	10.3	12.1
解決しようという気持ちになれない	7.2	0.0	15.8	6.5	10.0	6.9	0.0
相談相手から秘密がもれるおそれがありそうだから	7.2	0.0	5.3	9.7	5.0	10.3	6.1
相談相手の言動によって 不快な思いをさせられると思っている	6.6	0.0	10.5	9.7	2.5	13.8	0.0
他人を巻き込みたくない	5.9	0.0	15.8	0.0	2.5	10.3	6.1
その他	5.3	0.0	0.0	6.5	10.0	0.0	6.1
世間体が悪い	3.9	0.0	0.0	6.5	2.5	6.9	3.0

○現在の悩みや困りごとへの解決の行動をした人の状況

現在、悩みを解決するために行動した人（222名）に、実際に行動した内容と満足度をお伺いしたところ、高いものは、「親、きょうだい、こども、親族に相談した(66.3%)」であり、次いで「友人、知人に相談した(59.9%)」、「インターネットから情報を得た(41.8%)」の順となっています。

(表) 現在、悩みを解決するために実際に行動した内容とその満足度

(n=222 該当のみ回答 単位：%)



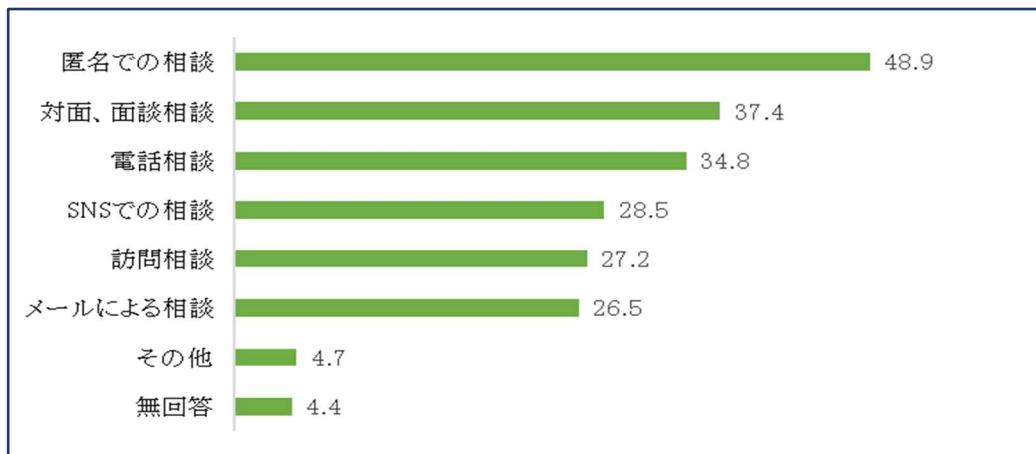
5 悩みや困りごとの解決方法

○相談方法について

・全体の回答状況

悩みや困りごとがあったときにあればよいと思った相談方法は、「匿名での相談(48.9%)」が最も高く、「対面、面談相談(37.4%)」、「電話相談(34.8%)」と続いている。

(表) 希望する相談方法 (n=615 複数回答 単位: %)



・年代別の回答状況

年代別にみると、10代から20代で「Facebook や LINE などの SNS での相談」が半数を占め、年代があがるにつれその割合は低くなっています。60代以上では、「電話相談」「相談に乗ってくれる機関・個人による訪問相談」および「対面、面談相談」の順に高く、直接会話ができる相談方法を選ぶ傾向があります。

(表) 希望する相談方法（年代別） (n=615 複数回答 単位: %)

	全 体	年代						
		10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	無回答
匿名での相談	48.9	55.6	62.7	57.1	44.2	51.7	36.2	50.0
対面、面談相談	37.4	0.0	32.8	44.4	38.3	33.9	37.7	25.0
電話相談	34.8	11.1	25.4	36.1	38.3	32.2	38.5	25.0
SNSでの相談	28.5	55.6	52.2	40.6	31.2	19.5	6.9	25.0
訪問相談	27.2	22.2	22.4	27.8	25.3	19.5	38.5	25.0
メールによる相談	26.5	44.4	22.4	36.1	33.1	28.0	9.2	0.0
その他	4.7	11.1	1.5	3.8	5.2	6.8	3.8	25.0
無回答	4.4	0.0	0.0	2.3	4.5	5.9	7.7	0.0

○支援の内容について

・相談のあり方について

悩みや困りごとがあったときにあればよいと思った支援内容は、「お金をかけずに相談できる(62.4%)」が最も高く、「解決するために必要な情報を提供してくれる(60.7%)」、「自分の好きなときに相談できる(49.8%)」と続いている。

(表) あればよいと思う相談のあり方 (n=615 複数回答 単位 : %)



・年代別の回答状況

年代別（次ページの表）にみると、すべての年代で「解決するために必要な情報を提供してくれる」と「お金をかけずに相談できる」が半数を超えていました。

(表) あればよいと思う支援内容

(n=615 複数回答 単位: %)

	全 体	年代						
		10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	無回答
お金をかけずに相談できる	62.4	55.6	70.1	70.7	63.0	58.5	53.8	50.0
解決するために必要な情報を提供してくれる	60.7	55.6	61.2	62.4	66.2	63.6	50.0	50.0
自分の好きなときに相談できる	49.8	66.7	67.2	59.4	50.0	42.4	36.2	50.0
話し相手、話を聞いてくれる人がいる	45.7	66.7	53.7	51.9	41.6	41.5	41.5	75.0
専門家が整理し、解決に向けたアドバイスをもらえる	42.1	0.0	32.8	49.6	40.3	50.0	37.7	25.0
同じ悩みをもった体験者が相談、情報を提供してくれる	37.2	33.3	41.8	38.3	41.6	35.6	30.0	50.0
自宅にいながらにして相談できる	34.8	11.1	37.3	39.8	31.8	33.9	34.6	25.0
1か所でさまざまな問題を相談できる場所がある	31.2	22.2	29.9	39.1	30.5	32.2	24.6	25.0
時間をかけずに相談できる	24.2	11.1	28.4	27.8	26.6	19.5	21.5	0.0
匿名で相談できる実在の場所がある	23.4	22.2	22.4	24.8	24.0	22.9	21.5	50.0
同じ悩みをもった当事者同士が集い、語り、情報を分かち合う	22.1	11.1	25.4	26.3	24.0	18.6	16.9	50.0
匿名で相談できるFacebookやLINEなどのSNSがある	18.9	22.2	29.9	24.1	23.4	15.3	5.4	25.0
行政機関などへの手続きの際、同行してくれる	13.3	11.1	9.0	13.5	10.4	14.4	17.7	25.0
悩んでいるときに伴走支援をしてくれる	12.7	0.0	7.5	16.5	12.3	16.9	9.2	0.0
その他	1.8	0.0	0.0	1.5	4.5	1.7	0.0	0.0
無回答	4.2	0.0	0.0	3.8	4.5	5.1	6.2	0.0

6 教育・啓発の推進

○推進の必要性

女性であることのこまりごとをなくすための教育・啓発を推進する取組は、「必要があると思う」が94.8%と圧倒し、「必要はないと思う」は2.8%にとどまっています。年代別にみても、すべての年代で「必要があると思う」とした割合は80%~90%と非常に高くなっています。

(表) 教育・啓発の必要性 (n=615 単位:%)

	必要はないと思う	必要があると思う	無回答
年代			
全 体	2.8	94.8	2.4
10代	11.1	88.9	0.0
20代	1.5	98.5	0.0
30代	2.3	97.0	0.8
40代	4.5	93.5	1.9
50代	1.7	96.6	1.7
60代以上	1.5	92.3	6.2
無回答	25.0	50.0	25.0

○教育・啓発を始める時期

教育・啓発を始める時期についてたずねたところ、「小学生の時期(57.5%)」が最も高く、「中学生の時期(29.8%)」、「未就学の時期(12.2%)」、「高校生の時期(9.1%)」と続いています。

(表) 教育・啓発を始めるにふさわしい時期 (n=615 単位:%)

	小學生の時期	中學生の時期	未就学の時期	高校生の時期	その他	無回答
年代						
全 体	57.5	29.8	12.2	9.1	2.1	0.7
10代	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20代	47.0	34.8	7.6	19.7	1.5	0.0
30代	62.8	29.5	13.2	10.9	1.6	0.8
40代	59.7	29.2	12.5	4.9	0.0	0.0
50代	57.0	28.1	7.9	8.8	2.6	2.6
60代以上	56.7	28.3	17.5	7.5	5.0	0.0
無回答	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0

○教育・啓発すべき項目

特に教育・啓発すべき項目について、「いじめ防止(78.6%)」が最も高く、「からだの発達、月経(65.5%)」、「性被害防止(62.3%)」と続いています。

年代別にみると、「いじめ防止」についてはすべての年代で70%を超え、特に60代以上では84.2%と非常に高い状況にあります。

(表) 教育・啓発すべき項目 (n=615 単位: %)

	全 体	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	無回答
いじめ防止	78.6	75.0	74.2	77.5	77.8	77.2	84.2	100.0
からだの発達、月経	65.5	75.0	63.6	78.3	68.1	60.5	53.3	100.0
性被害防止	62.3	100.0	53.0	67.4	69.4	59.6	52.5	100.0
避妊、中絶	59.7	87.5	63.6	69.8	66.7	55.3	40.0	100.0
虐待・DVの防止	57.5	37.5	53.0	58.9	59.7	60.5	53.3	100.0
性感染症	49.7	75.0	50.0	59.7	55.6	41.2	38.3	50.0
社会のサポート体制	48.5	12.5	39.4	54.3	44.4	53.5	49.2	100.0
子どもの権利	46.7	37.5	31.8	51.9	52.1	45.6	43.3	100.0
女性の権利	44.1	50.0	31.8	45.0	50.0	43.0	42.5	100.0
働くことの意義	42.2	37.5	36.4	39.5	45.1	40.4	46.7	50.0
その他	4.5	0.0	3.0	3.9	5.6	7.0	1.7	50.0
無回答	3.1	0.0	0.0	3.1	2.1	5.3	4.2	0.0

(4) 関係機関等からのヒアリング等により把握した実情

本県では、女性支援機関等から意見を聴取し計画策定に反映させるため、令和5年7月「困難な問題を抱える女性への支援計画（仮称）に関する検討会」を設置し、会議を開催しました。また、会議以外にも、性被害当事者や有識者等からも意見を聴取しました。

会議等においては、困難な問題を抱える女性の現状や課題について、主に次のような意見が出されました。

- ・女性相談所の対応に消極的な印象があり、相談員の対応力向上が必要。
- ・各相談機関では、相談員確保や正職員化など組織や体制の強化が必要。
- ・担当者によって支援情報や対応に差がある。
- ・行政機関に相談することへのハードルが高く感じられる場合がある。
- ・傷ついた女性の心と身体が癒やされるような相談場所やそれぞれの女性の状態に応じた多様な相談支援が必要。
- ・女性支援の拠点として新たな女性相談支援センターを運営してほしい。
- ・DVを受けていてもこれまで相談せず、10年、20年とずっと耐えてきた方が大勢いる。
- ・若年層をはじめ声を挙げられない女性が相談件数よりかなり多く存在すると思ってほしい。
- ・自分自身が被害者だと気がつかない場合がある。
- ・若年層が相談しやすい環境を整えることが重要。
- ・相談につながらない方への啓発が課題である。
- ・思いがけない妊娠で困っている若年女性が多く存在する。
- ・危険度、緊急度に応じたシェルターを用意する必要がある。
- ・民間の支援者は自費で運営しており、運営もギリギリなので支援者への支援も必要。
- ・自立支援に当たっては、経済面だけでなく精神面も重要で、女性たちの味方だと思ってもらえるような環境づくりが重要。
- ・被害を受けた女性は頭の中が混乱しているので、支援者が寄り添って、ここでは何、そこからは何と指示をしなければ前を向くことができない場合がある。
- ・公営住宅の空き部屋をシェルターとして使いやすくしてほしい。
- ・外国人への対応についてわかりやすい説明をしてほしい。
- ・ジェンダー平等の視点による女性の人権について、小さいころから学ぶことが重要。
- ・市町村が最初に話を受け、関係機関につなげることが多いため、市町村にできることは多い。

- ・県から市町村などの関係機関へ指導できる体制をつくってほしい。

2. 課題

(1) 潜在的相談者の早期発見

女性支援機関等からの意見によれば、若年層を中心に、相談したくても声を挙げられない女性が多くいるとされます。都内で若年女性の支援をしているNPOのLINE相談によれば、年間約20,000件の相談のうち、東京以外の在住者からの相談は約17,000件であり、本県在住者からの相談も60件あります（※）。一方、本県の女性相談所の相談者のうち、20歳代以下の相談者の割合は8.2%にとどまっているため（R4年度実績）、若年層を中心に、支援を必要とする女性の声を十分に拾い上げられていない可能性があります。

多くの女性が相談しやすい環境を整え、潜在的相談者を掘り起こし早期に適切な支援機関につなげていくことが求められます。

※NPO法人BONDプロジェクト R3 LINE相談件数 計19,509件
うち、東京以外 17,427件。うち、山梨県60件。

(2) 自立支援の強化

これまで、女性相談所を中心に、相談や一時保護を中心とした取組を行つてきましたが、困難女性支援法を踏まえた困難な問題を抱える女性の自立への支援に当たっては、中長期的な視点で継続してつながっていく姿勢が求められます。また、経済面や生活面を中心とした様々な支援だけでなく、本人の精神面の自立にもつながるよう、本人の気持ちに寄り添った支援を行う必要があります。

そして、地域で困難な問題を抱える女性が孤立することのないよう、民間女性支援団体と連携し、当事者の居場所が多く確保されることも必要です。

(3) 女性相談所の支援力強化

困難な問題を抱える女性の背景は様々であり、相談内容も複雑化、複合化しています。女性相談所の相談件数は近年、年間約1,700件～2,000件で推移しており、相談する女性が抱える様々な事情により一時保護の件数は年間5～18件となっています。

困難女性支援法では、困難な問題を抱える女性の定義として、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」とされていることから、取組の対象が広がり、支援の強化が必要です。

困難女性支援法により新たに設置される女性相談支援センターにおいては、相談員の更なる資質向上や関係機関との連携強化を始め、本県における女性福祉支援の中核機関として県全体の支援体制構築を図っていくことが求められており、これらを礎に、相談する女性の事情や思いをより一層真摯に受け止め、多様な支援を行っていく必要があると考えます。

(4) 関係機関や民間団体への支援

女性が抱えうる困難は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化していることから、自立支援まで含めた包括的な支援を関係団体と連携・協働していくことが必要です。特に、市町村は、困難な問題を抱える女性にとって最も身近な相談窓口であり、児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の各種福祉サービスの実施主体となることが多いためその役割は重要ですが、市町村によって取組に差がみられ、情報共有に課題があります。

また、先駆的な取組をする民間女性支援団体との連携・協働を深めていくことも重要ですが、民間女性支援団体は経済的基盤が十分でなく、運営も厳しいことから、民間女性支援団体への支援が求められます。

(5) 人権教育の推進、情報発信

女性をめぐる困難な問題は、人権を尊重し、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

女性が抱えうる困難の要因として、自分が権利の主体であるという意識が十分でないことが考えられるため、子どもから大人まで含めたジェンダー平等の視点による人権教育を充実することが具体的な課題と考えられます。

また、本人自身が被害者だと気がつかない場合や、相談したくても相談につながらない方が多数存在する可能性があるため、女性福祉支援の情報発信を強化する必要があります。

第3章 計画理念

1. 基本理念

困難女性支援法では、同法における支援の対象となる女性について、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」としています。

県ではこれまで、困難な問題を抱える女性に対し、女性相談所を中心に、市町村、警察、男女共同参画推進センター、性暴力被害者サポートセンター等と連携を図りながら相談支援を行ってきました。

一方、近年、DVや性暴力等に関する相談の増加、支援を必要とする妊婦の増加、不安的な就労状況、生活困窮、ひとり親世帯の増加等、女性に関する問題は複雑化・複合化しています。

そのため、それぞれの問題に関わる多様な関係機関との連携をより一層深めるとともに、支援を必要とする女性の多くが精神や身体等を傷つけられていることも踏まえつつ、本人が自らの意思や意見を決定し、表明できるように支援する体制を整え、本人の意思に寄り添った支援を行い、女性の福祉が増進されることが必要です。

そして、困難な問題を抱えていても、女性の人権が擁護され、等しく自由な選択の機会に恵まれるとともに、男女平等の実現につながる取組を進めることが重要です。

以上のこと踏まえ、本計画において目指すべき社会として、次の基本理念を掲げます。

「すべての女性が安心して暮らすことができ、
夢や希望に向かって歩むことができる山梨県」

2. 基本的な取組の視点

すべての女性が安心して暮らすことができ、夢や希望に向かって歩むことができる山梨県の実現を目指して、次のような視点で本県の取組を進めます。

(1) 本人の声を受け止めること

困難な問題を抱える女性の属性や課題にかかわらず、幅広くしっかりと相談を受け止めたうえで、困難な問題を抱える女性との間に信頼関係を築き、本人の立場に寄り添って、本人の課題や背景等を本人とともに整理し、必要とする支援に適切につなぎます。

(2) 早期から切れ目なく支援すること

支援を必要としながらも相談にたどり着いていない女性や、女性自身が困難に気づいていない場合等があることを踏まえ、早期発見・対応に向けた取組から地域での生活再建を支える取組まで、切れ目のない支援を進めます。

(3) 本人の自立を支援すること

困難な問題を抱える女性が目指すべき自立は、経済的な自立のみを指すものではなく、本人の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、本人らしい暮らしを実現することを含むものであり、本人の希望や意思を尊重した自立支援の取組を進めます。

(4) 関係団体や民間団体と連携・協働すること

女性が抱えうる困難は多岐にわたっているとともに、対象者は若年、子育て世代及び中高齢者と幅広い年齢層であることから、様々な関係機関や民間女性支援団体と連携・協働した取組を進めます。

(5) 女性の人権を尊重すること

DV、生活困窮、性被害等の問題は、女性が安心して自分らしく暮らしていく社会を実現するために克服すべき重要な課題であることから、若い時期から未然防止のための正しい知識とともに、自分を大事にし他者を尊重する人権意識を育む取組を進めます。

3. 基本方針

困難な問題を抱える女性の現状と課題を踏まえ、具体的な施策の展開に当たっては、次の2つの基本方針の下、5つの施策の柱に分類し、本県の状況に応じた施策を展開していきます。

(基本方針1) 本人の自立に向けた相談支援の強化

相談の窓口にたどり着かない潜在的な要支援者が存在することを前提に、相談しやすい環境づくりや各種相談窓口での要支援者の発見を強化していくとともに、一時的な相談・保護にとどまらず、それぞれの女性が抱える困難の背景を踏まえ、本人の思いに寄り添ってその後の自立まで見すえた取り組みをすすめていきます。

(基本方針2) 関係機関との連携体制の強化・情報発信

民間団体を含む関係機関が支援に必要な情報を共有し、相談支援の水準を向上させ、それぞれの役割を果たしながら一体となって女性福祉を推進するため、関係機関との連携体制を強化するとともに、女性福祉支援の県民への積極的な情報発信を進めています。

【五つの施策の柱】

- 施策の柱1 早期発見・対応に向けた包括的支援
- 施策の柱2 本人の自立に向けた継続的支援
- 施策の柱3 女性相談支援センターの機能強化
- 施策の柱4 関係機関等における支援者間の関係構築
- 施策の柱5 女性福祉の推進に向けた教育・啓発の強化

第4章 具体的な施策

1. 施策体系

基本理念

すべての女性が安心して暮らすことができ、
夢や希望に向かって歩むことができる山梨県

基本的な視点

- (1) 本人の声を受け止めること
- (2) 早期から切れ目なく支援すること
- (3) 本人の自立を支援すること
- (4) 関係団体や民間団体と連携・協働すること
- (5) 女性の人権を尊重すること

基本方針1

相本人の支援助に強化した

施策の柱1
早期発見・対応に向けた包括的支援

施策の柱2
本人の自立に向けた継続的支援

施策の柱3
女性相談支援センターの機能強化

基本方針2

情報関係機関との連携体制の強化・信

施策の柱4
関係機関等における支援者間の関係構築

施策の柱5
女性福祉の推進に向けた教育・啓発の強化

2. 施策展開

施策の柱1

早期発見・対応に向けた包括的支援

【施策の方向性】

女性が抱えうる困難な問題は、配偶者や親族からの暴力、性的な被害、予期せぬ妊娠、経済的な困難、障害、住居問題等多岐に渡っているとともに、女性自身が困難に気づいていない場合や気づいていても他者に言いにくい場合があります。

また、悩みや困りごとを抱えている女性は、女性福祉サポート調査の結果によれば15歳以上の女性の約6割に上りますが、そのうちの約4割は、解決のための行動をせずに悩みや困りごとをひとりで抱えていることが分かりました。

このため、本県では、困難な問題を抱える女性ができる限り早期に発見され、早期に適切な支援窓口につながることを促進していくとともに、それぞれの女性の状態に応じた適切な支援を行っていきます。

【主な取組】

No	取組名	内容	所管
1	SNS（チャット）を活用した相談支援	SNSを通じ、困難な問題を抱える女性からの相談を拾い上げ、支援につなげていきます。	子ども福祉課、子育て政策課
2	DVに関する相談対応の推進	配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター・男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合））において、それぞれの役割・機能に応じたDVに関する相談や総合的なサポートを行います。	男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課

3	性犯罪・性暴力被害者への総合的な支援の推進	やまなし性暴力被害者サポートセンターにおいて性暴力被害者からの相談を受け、支援機関と連携して総合的なサポートを行います。	男女共同参画・共生社会推進統括官
4	性犯罪被害者からの相談対応の実施	全国共通の性犯罪被害相談電話により 24 時間体制で被害者の相談に対応していきます。	警察本部捜査第一課
5	特定妊婦の早期発見と支援の推進	養育上の支援を妊娠中から要する特定妊婦の早期発見に努めるとともに、市町村等と連携し継続的な支援を行います。	子ども福祉課、子育て政策課
6	産後うつ等の早期支援	市町村が実施主体となる産婦健康診査事業において産後うつ等が早期に発見された際、産前産後ケアセンター等の活用につなげ早期支援が行われるよう、市町村や関係機関との連携強化を図ります。	子育て政策課
7	予期せぬ妊娠等に悩む女性を支える支援の検討	予期せぬ妊娠等に悩み葛藤する女性について、関係機関で連携して本人の意思決定を支える最適な支援ができるよう検討していきます。	子育て政策課、子ども福祉課
8	児童相談所等と連携した子どもの安全確保	困難な問題を抱える女性で子どものいる家庭については、児童虐待の有無を視野に入れ、子どもの安全を最優先に児童相談所や市町村等と連携し対応を行います。	子ども福祉課
9	特定感染症検査等事業の実施	各保健所において、HIV、クラミジア、梅毒、B型・C型肝炎の匿名・無料検査を実施していきます。	感染症対策グループ

10	女性の気持ちに寄り添った医療・看護の推進	DV や性暴力等を受けた女性が医療機関を受診した際、女性の気持ちに寄り添った医療・看護を行うとともに、関係機関と連携を密にし、必要に応じ適切な支援機関につなげていきます。	医務課
11	女性の気持ちに寄り添った薬局の対応力向上	薬局での服薬指導等において、それぞれの女性の気持ちに寄り添った説明等を行うとともに、関係機関と連携を密にし、必要に応じ適切な支援機関につなげていきます。	衛生薬務課
12	女性健康相談窓口における早期発見・支援の推進	各保健福祉事務所の女性健康相談において、相談者にDV、生活困窮、性被害等の問題を発見した場合には、適切な関係機関と連携し支援を進めます。	子育て政策課
13	母子自立支援員による早期発見・支援の推進	各保健福祉事務所等に配置されている母子父子自立支援員の相談支援業務において、相談者にDV、生活困窮、性被害等の問題を発見した場合には、速やかに適切な関係機関と連携し具体的な支援を進めます。	子ども福祉課
14	女性の人権に関する相談対応窓口の周知等	人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動において、「女性の人権ホットライン」(法務局)などの人権相談窓口を周知していきます。	県民生活安全課
15	生活上の困りごと等への相談対応や啓発の推進	金銭貸借や契約等の生活上の困りごとや消費生活上のトラブル等への相談に対応し、必要に応じ弁護士による相談につなげるとともに、関係機関と連携し消費者被害に関する啓発を行います。	県民生活安全課

16	外国人への相談支援の充実	やまなし外国人相談支援センターの運営や外国人地域生活サポートの一の設置により、県内で暮らす外国人への相談支援を進めていきます。	男女共同参画・共生社会推進統括官
17	スクールカウンセラー等による相談支援の推進	スクールカウンセラー等による相談支援を通じ、本人、保護者、教職員の悩みの軽減や解決につなげていきます。	特別支援教育・児童生徒支援課
18	こころの健康相談の実施	24時間365日の電話相談窓口を開設し、こころに悩みを抱える方やメンタル不調のある方からの相談に対応していきます。	健康増進課
19	警察における被害者保護体制の運営	24時間体制で適切な被害者の保護ができるよう、各警察署と連携した保護対策を行うとともに、防犯指導や防犯機器の貸し出しを行います。	警察本部少年・女性安全対策課
20	地域の居場所等を通じた啓発や早期発見・支援の推進	子ども食堂等地域の居場所を通じ、DVや性暴力等の防止に向けた啓発を推進するとともに、必要に応じ適切な支援機関につなげていきます。	子ども福祉課

施策の柱2

本人の自立に向けた継続的支援

【施策の方向性】

相談機関への相談をきっかけとした様々な支援や一時保護が実施された後も、ケースによっては自立までの間、中長期的に必要な支援を受けながら生活していくことが必要な場合があります。困難な問題を抱える女性は、複雑な背景を有している方が多く、心身の健康の回復には、第一として安心かつ安全な環境の確保が重要です。

また、自立への支援に当たっては、継続した生活全般についての支援や、経済的に安定した収入を得るために就労支援とともに、傷ついた心と身体を癒やし、生きる力を取り戻すような地域の居場所づくりなどの取組も重要です。

よって、本県では、困難な問題を抱える女性が地域の中で孤立せず、安定的に生活を営み、本人らしい暮らしを実現するため、女性の抱える様々な困難に応じた中長期的に寄り添った支援を行っていきます。

【主な取組】

No	取組名	内容	所管
1	民間シェルターでの生活相談・自立支援の実施	継続した生活上の支援が必要な女性に対し、民間女性支援団体による一時的な居住場所（シェルター）において、被害者個々の課題に応じた生活相談、行政機関等への同行支援、就職支援等を実施します。	子ども福祉課
2	当事者の集いや居場所の提供等の促進	民間女性支援団体の活動への支援を通じ、地域における当事者の集いや居場所の提供等の取組を促進し、地域での生活再建を支えていきます。	子ども福祉課
3	当事者の尊厳回復等に向けた取組の推進	被害者等が、DV等によって失われた尊厳や生きる力を取り戻し、自立していく契機となるような機会を提供できるよう、民間団体等と連携を図りながら講座等を実施します。	男女共同参画・共生社会推進統括官

4	女性自立支援施設の設置に向けた検討	困難女性支援法の趣旨に沿った女性自立支援施設の設置に向け、関係機関とともに検討を進めていきます。	子ども福祉課
5	母子生活支援施設の充実に向けた検討	本県における母子生活支援施設の充実に向け、関係機関とともに検討を進めていきます。	子ども福祉課
6	生活再建を支えるアフターケアの実施	一時保護等がされた当事者が地域での生活を安定して営めるよう、定期的な状況確認等を行うフォローアップの取組を進めます。	子ども福祉課
7	生活保護制度による支援と配慮	支援対象者の置かれた状況や個人情報の保護に配慮した支援を実施していきます。	福祉保健総務課
8	生活困窮者への自立支援の実施	生活困窮者を対象に、自立相談支援や住居確保給付金の支給等を実施していきます。	福祉保健総務課
9	経済的自立に向けたリスクリングの推進 ～キャリアアップ・ユニバーシティと連動～	困難を抱える女性の経済的自立を支援するため、キャリアアップ・ユニバーシティと連動し、女性のリスクリングを推進します。	労政人材育成課
10	雇用関連サービスの提供	「やまなし・しごと・プラザ」及び「やまなし・しごと・プラザ サテライト」において、就労相談や職業紹介などの雇用関連サービスをワンストップで提供するほか、「やまなし就職応援ナビ」による就職情報の提供などによる就労支援を行っていきます。	労政人材育成課
11	職業訓練の実施	受講者のニーズに沿った職業訓練や就業相談等を実施していきます。	労政人材育成課

12	高等職業訓練促進給付金等の活用促進	ひとり親の女性の経済的自立を支援するため、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金の周知を強化し、制度の活用を促します。	子ども福祉課
13	母子自立支援プログラムの活用促進	ひとり親の女性へのきめ細かな自立・就業支援を行うため、各保健福祉事務所等に配置されている母子父子自立支援員が、本人の同意の下、プログラム策定と継続した支援を進めていきます。	子ども福祉課
14	障害のある子どもを育てる女性のリスクリングに向けた環境整備	障害のある子どもを育てる女性がリスクリングに取り組みやすい環境を整えるため、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの関連制度の活用を促進していきます。	障害福祉課
15	障害者の就業や生活支援の実施	自立を図る障害者を対象に、就業及び日常生活、社会生活上の支援を実施していきます。	障害福祉課
16	DVを受けた女性への公営住宅の確保	DVを受けた女性の居住の安定を図り、その自立を支援するため、優先入居者としての取扱いを行うとともに、一時避難に対応できる住戸の確保を図ります。	住宅対策室
17	依存症当事者やその家族からの相談支援の実施	依存症当事者やその家族からの相談に専門スタッフが対応するとともに、依存症支援情報の発信を進めています。	健康増進課
18	ひきこもり当事者やその家族への相談支援の実施	ひきこもり当事者やその家族への相談に専門スタッフが対応するとともに、ひきこもり支援情報の発信を進めています。	健康増進課

19	性犯罪被害者等 支援のための公 費支出制度の実 施	性犯罪被害者の緊急避妊や妊娠中絶等に要する費用について、被害者の負担を軽減するため公費で支出を行います。	警察本部警務 課犯罪被害者 支援室
----	------------------------------------	--	-------------------------

施策の柱3

女性相談支援センターの機能強化

【施策の方向性】

女性相談所は、本県における「売春防止法」（昭和31年法律第118号）に基づく唯一の婦人相談所として、要保護女性の保護更生を目的に設置されました。その後、平成13年に施行された「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）により、配偶者からの暴力を受けた女性等への支援機関として、婦人相談所が配偶者暴力相談支援センターとして位置づけられました。

また、平成16年に策定された「人身取引対策行動計画」（人身取引対策に関する関係省庁連絡会議）では、人身取引被害女性の保護機関として警察から婦人相談所等に保護を依頼すべきこととされるとともに、平成25年に改正された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）においては、ストーカー行為の被害者支援を婦人相談所が行うことになりました。

このように、女性が直面する問題が多様化し範囲が広がることとともに、女性相談所の業務の範囲も拡大しており、年間2,000件前後の相談への対応とともに、一時保護を中心とした支援を行ってきました。

よって、困難女性支援法の制定により新たに設置する女性相談支援センターにおいては、困難な問題を抱える女性支援の中核機関として、関係機関との主たる調整機能や指導助言を行うとともに、困難女性支援法の趣旨を踏まえ、本人の目線に立った温かみのある相談支援を推進していきます。

【主な取組】

No	取組名	内容	所管
1	女性相談支援員の資質向上	本人の立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づく必要な援助を行うため、各種研修や勉強会等を通じて女性相談支援員の資質向上を図っていきます。	子ども福祉課
2	本人の心身状態に配慮した相談支援	相談に訪れた女性の傷ついた心や身体が癒やされるような温かみのある相談室を設置し、本人の思いを受け止めた相談支援を行います。	子ども福祉課

3	一時保護の適時適切な実施	本人の状況に応じた適切な一時保護を速やかに実施するとともに、保護期間中、自立に必要な情報提供を行い、本人の意思を確認し、自立に向けた方策を本人とともに検討していきます。	子ども福祉課
4	本人の意思を尊重した自立支援方針の策定	継続した支援が必要と考えられる女性に対し、本人の意思を尊重し、自立した生活を目指すための支援方針を定めていきます。	子ども福祉課
5	個別ケース支援調整会議の適時適切な開催	女性相談支援センターが主体となり、個別ケースにおける関係者間の支援調整会議を必要な都度速やかに開催し、関係機関等で連携した適時適切な支援を提供していきます。	子ども福祉課
6	関係機関との連絡調整力の強化	女性相談支援センターが率先して、関係機関や民間女性支援団体と連携・協働を進めるとともに、支援に必要な知識の共有を図ります。	子ども福祉課
7	関係機関と連携した同伴児童への支援	同伴児童を一人の児童として尊重し、心理的ケアや虐待の恐れがある場合等の児童相談所との連携や、一時保護中の学習支援についての関係機関との連携を進めていきます。	子ども福祉課
8	医学的又は心理学的支援の実施	困難な問題を抱える女性の心身の健康回復を図るため、医学的又は心理学的な援助を行います。	子ども福祉課

施策の柱4

関係機関等における支援者間の関係構築

【施策の方向性】

女性が抱えうる困難な問題は、多岐に渡っているとともに、ひとりの女性が様々な問題に複合的に直面しているケースもあることから、関係する様々な機関がそれぞれの役割を果たすとともに、緊密な連携を図ることが重要です。

特に、市町村は、女性にとって最も身近な機関であるとともに、困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、その役割は非常に重要です。

また、民間女性支援団体は、行政では対応が行き届きにくい柔軟性のある独自支援を行っている団体もあることから、行政と対等な立場で協働し互いの活動を補完していくことが求められます。

よって、本県では、支援調整会議の開催や関係機関への支援を進め、関係者間で顔の見える関係を構築するとともに、女性福祉支援のネットワーク化を図っていきます。

【主な取組】

No	取組名	内容	所管
1	実務者レベル支援調整会議の定期的な開催	実務者レベル支援調整会議を年間を通じて定期的に開催し、随時情報共有を図り顔のみえる関係を構築するとともに、本県の実情に合った効果的な支援策を研究していきます。	子ども福祉課
2	個別ケース支援調整会議の適時適切な開催（再掲）	個別ケースにおける関係者間の支援調整会議を必要な都度速やかに開催し、関係機関等で連携した適時適切な支援を提供していきます。	子ども福祉課

3	民間女性支援団体の立ち上げや活動拡充への支援	柔軟で多様な支援を行う民間女性支援団体を育成するため、当事者の集いや居場所の提供等を行う民間女性支援団体の立ち上げや活動の拡充等に対し支援を進めていきます。	子ども福祉課
4	市町村担当職員への専門研修の実施	市町村における相談支援の質の向上に向け、県が市町村職員を対象とした研修会の開催等により支援を行います。	子ども福祉課
5	市町村基本計画策定への支援	市町村による困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の策定が進むよう、県が助言や情報提供を行います。	子ども福祉課
6	女性相談支援員の配置促進	多くの市町村等で女性相談支援員が配置されるよう、県が助言や情報提供を行います。	子ども福祉課
7	県内各地域における相談窓口の強化検討	どこに暮らしていても、困難な問題を抱える女性がいつでも十分な相談支援が受けられるよう、相談窓口の強化を検討していきます。	子ども福祉課
8	関係機関支援者向け研修会の開催	困難な問題を抱える女性への支援の質の向上を目的に、支援に携わる様々な機関の関係者を対象とした研修会を開催します。	子ども福祉課
9	マルトリートメント防止のための父親支援従事者向け研修の開催	母親の精神的孤立や子どもへの虐待等を防ぐことを目的とした父親のマルトリートメント(不適切な育儿)防止に向けて、父親支援従事者を対象に、父親が抱える課題や現状等を共有し適切な支援を推進するための研修会を開催します。	子育て政策課

10	支援者のメンタルヘルスケアの推進	支援者の心の健康を保ち、より良い支援を実施できるよう、交流会の開催等必要な取組を行っていきます。	子ども福祉課
11	女性相談支援員の資質向上（再掲）	本人の立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づく必要な援助を行うため、各種研修や勉強会等を通じて女性相談支援員の資質向上を図っていきます。	子ども福祉課

施策の柱5

女性福祉の推進に向けた教育・啓発の強化

【施策の方向性】

女性をめぐる困難な問題は、人権を尊重し、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

女性が抱えうる様々な問題を未然に防ぐためには、学校・家庭・地域等において人権尊重の意識を高める教育・啓発が必要です。教育・啓発においては、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に表れるようになることが求められます。

また、内閣府が令和3年3月に公表した「男女間における暴力に関する調査」では、10代から20代に交際相手から暴力被害を受けた女性の割合は、身体的暴力だけで7.5%となっています。若年層における交際相手からの暴力は、身体や精神に深刻な影響を与えることが多く、予期せぬ妊娠や将来にわたる暴力等につながる可能性もあるため、若年層への教育・啓発は特に重要です。

一方、本人が支援を求める場合であっても、相談できる窓口を知らない場合や活用できる施策の情報にたどり着けず、問題が深刻化することがあるため、相談窓口や支援施策の情報等の広く効果的な発信が課題です。

よって、本県では、自分はかけがいのない個人であり、どんな小さなことでも支援を受けることができるという意識の醸成を図るとともに、DVや性暴力等の未然防止に向け、関係機関で一体となり教育・啓発を進めていきます。

【主な取組】

No	取組名	内容	所管
1	幼少期からの人権教育の推進	自分を大事にし他者を尊重することにつながる人権感覚を養うため、幼少期からの人権教育の取組を進めています。	義務教育課、高校教育課、生涯学習課、子育て政策課

2	ジェンダー平等に向けての教育の推進	男女混合名簿の導入やジェンダー平等の観点による校内規程の見直しの検討等を促します。また、男女共同参画に関する理解の促進に向けて、発達段階に応じた子どもへの意識啓発や、保育者や保護者に対する意識啓発を行います。	義務教育課、高校教育課、特別支援教育・児童生徒支援課、男女共同参画・共生社会推進統括官
3	人権に関する啓発の推進	人権の尊重や擁護に資することを目的として、地域住民を対象にした講演会の実施や関係機関と連携したイベントの開催等、人権に関する啓発を行います。	県民生活安全課
4	DV 防止に係る県民全体への啓発の推進	DV 防止について県民全体の意識を高めるため、DV の実態や被害者保護の重要性を訴える啓発を進めています	男女共同参画・共生社会推進統括官
5	性犯罪・性暴力防止への啓発の推進	やまなし性暴力被害者サポートセンターにおいて、市町村や学校、関係機関等を通じて性犯罪・性暴力防止への啓発を進めています。	男女共同参画・共生社会推進統括官
6	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の周知の推進	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利) の重要性について、広く周知を行っていきます。	男女共同参画・共生社会推進統括官
7	DV 防止に係る職務関係者研修の推進	教職員、警察職員、行政職員等の職場関係者を対象に人権尊重やジェンダー平等の視点に基づく DV 防止啓発研修を進めています。	男女共同参画・共生社会推進統括官

8	プレコンセプションケアと連携した若年層への啓発の推進	若者が将来を見据えて自分たちの健康と向き合うプレコンセプションケアの若年層向けセミナー等において、女性の人権の尊重や擁護に関する啓発を行っていきます。	子育て政策課、子ども福祉課
9	マルトリートメント防止に向けた父親への啓発の推進	父親のマルトリートメント（不適切な育児）を防ぐことにより、母親の精神的孤立や子どもへの虐待防止等につなげるため、父親への啓発等を行っていきます。	子育て政策課
10	生活上の困りごと等への相談対応や啓発の推進（再掲）	金銭貸借や契約等の生活上の困りごとや消費生活上のトラブル等への相談に対応し、必要に応じ弁護士による相談につなげるとともに、関係機関と連携し消費者被害に関する啓発を行います。	県民生活安全課
11	地域の居場所等を通じた啓発や早期発見・支援の推進（再掲）	こども食堂等地域の居場所を通じ、DVや性暴力等の防止に向けた啓発を推進するとともに、必要に応じ適切な支援機関につなげていきます。	子ども福祉課
12	女性福祉支援情報の一体的な発信	女性福祉支援に関する各種相談窓口や支援情報を集約し、インターネット・SNS等様々な媒体を通じて随時情報発信し、支援が必要な方に迅速に情報を届けていきます。	子ども福祉課

3. 数値目標 (KPI)

本計画を着実に推進していくため、計画最終年度であるR10年度末に達成を目指す数値目標を次のとおり設定します。

No	分類	項目	現状	目標 (R10年度末)
1	施策 1	「悩みや困りごとをひとりで抱えこんでいる」女性の割合	39.8% (R5「女性福祉サポートアンケート調査」)	5.0%
2	施策 1	産後うつのフォローをする女性の割合	10.9% (R3「山梨県母子保健事業報告」)	減少
3	施策 2	母子世帯の親の正規雇用率	35.7% (R元「山梨県ひとり親家庭実態調査」)	60.0%
4	施策 2	NPO 等による困難な問題を抱える女性のための集い(居場所)の開催回数(年間延べ回数)	—	12回
5	施策 3	女性相談支援員の研修参加率	—	100.0%
6	施策 3	支援者向け研修開催回数	2回 (R5「DV 関係機関実務者会議(研修)」開催回数)	6回
7	施策 3	県内女性における女性相談支援センターの認知度	12.5% (R5「女性福祉サポートアンケート調査」)	65.0%
8	施策 4	女性相談支援員の人数(県及び市町村)	9人 (R5.4.1)	40人
9	施策 4	市町村基本計画の策定市町村数	—	27市町村

10	施策 4	女性相談支援員を配置している市町村数	2 市町村 (R5. 4. 1)	27 市町村
11	施策 4	女性福祉支援団体（※）の数 ※女性のための民間シェルター、シェアハウスの運営や当事者の集い（ピア・サポート）等を行う団体	—	4 団体
12	施策 4	支援者向け研修会の理解度	54.5% (R5.11 「DV 関係機関実務者会議（研修）」における「十分理解できた」とする割合)	80.0%
13	施策 5	「DV や性暴力等を正しく理解している」人の割合	50.0%～80.0%台 (R2 「男女共同参画に関するアンケート調査」)	全て 80.0%以上
14	施策 5	「育てにくさを感じたときに対処できる」親の割合	75.1% (R3 母子保健事業実施状況等調査)	90.0%

第5章 計画の推進体制・進捗管理

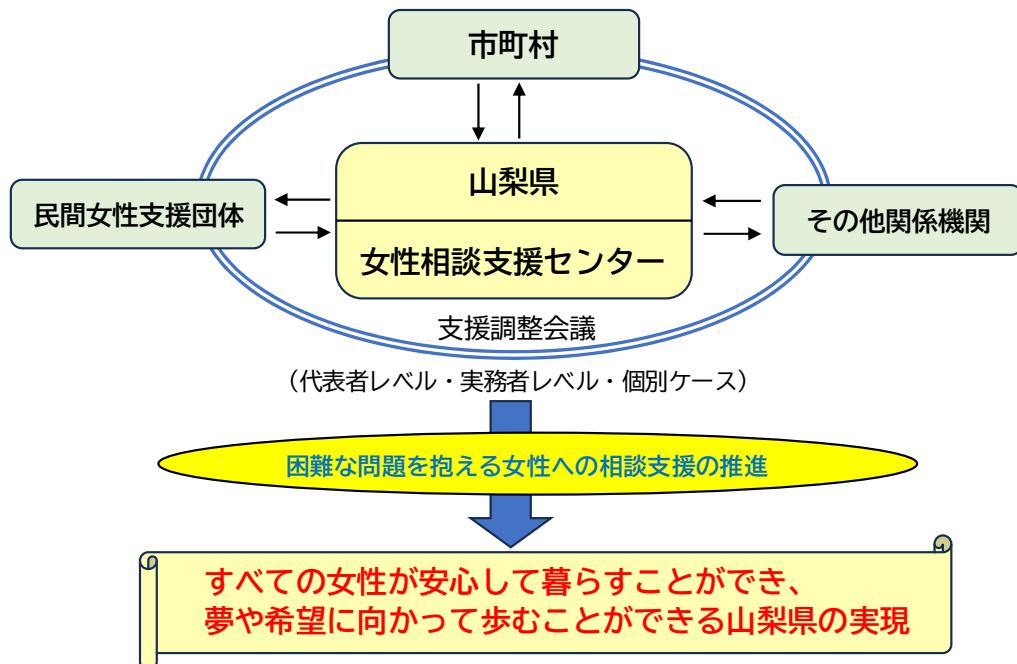
1. 推進体制

困難な問題を抱える女性への支援に当たっては、問題が多岐にわたるとともに支援のニーズも様々であることから、県、市町村、関係機関及び民間女性支援団体がそれぞれの役割を果たし、連携・協働した取組を推進します。

県においては、子育て支援局子ども福祉課が中心となり、全庁を挙げた取り組みを進めるとともに、関係部局（所属）との連携や各種施策の進行管理を行い、本計画の着実な推進を図っていきます。

また、DV や性暴力等の被害防止や人権の尊重については、子どもから大人までそれが自分事として認識し行動する必要があることから、関係機関が一体となって啓発を推進し、県民一丸となって本計画の基本理念の実現を目指していきます。

【推進体制のイメージ】



2. 進捗管理

本県では、県、関係機関、民間女性支援団体等で構成する「困難女性支援のための関係機関連絡会議」（支援調整会議の代表者レベル全体会議）を設置し、毎年、進捗状況の検証を行い公表していきます。

また、当事者の支援に際しては、個人情報の適正かつ厳重な情報管理が必要です。当事者及び関係者の情報流出を防止する体制を確立し、当事者及び職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、関係部署も含めた適正な情報の管理に努めます。

さらに、県、市町村等の関係機関は、県民等からの提案や被害者からの苦情の申出について、本人の置かれている状況に配慮して適切・迅速に対応します。

参考資料

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）

第四章 雜則（第十六条—第二十二条）

第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十二条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護が必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及

び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雜則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
 - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
 - 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
 - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十二条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

山梨県困難な問題を抱える女性への支援計画（仮称）に関する検討会

山梨県困難な問題を抱える女性への支援計画（仮称）に関する検討会 設置要綱

（目的）

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第8条に基づき、山梨県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画の策定に当たり、支援機関等から意見を聴取し計画に反映するため、山梨県困難な問題を抱える女性への支援計画（仮称）に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 検討会は、別添の支援機関等で構成する。
2 検討会は、山梨県子育て支援局子ども福祉課長が招集する。
3 座長は、構成員の互選により選出し、検討会を統括する。座長は座長代理を指名することができる。
4 座長は、必要に応じ、構成員以外の有識者等の参加を依頼することができる。
5 検討会の運営事務は、山梨県子育て支援局子ども福祉課が行う。

（所掌事務）

第3条 検討会は次に掲げる事項について、意見聴取を行うものとする。
(1) 山梨県困難な問題を抱える女性への支援計画（仮称）の策定に関すること。
(2) その他、困難な問題を抱える女性への支援に関し必要なこと。

（その他）

第4条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が山梨県子育て支援局子ども福祉課長と協議の上、定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月20日から施行する。

別添

山梨県困難な問題を抱える女性への支援計画（仮称）に関する検討会
構成員

支援機関等
NPO 法人エンパワメントアフロッキー
甲府市人権男女参画課
社会福祉法人子育ち・発達の里 社会的養育機関エール（妊娠そうと SOS 山梨）
女性シェアハウス星の虹
女性の人権サポートくろーばー
女性ヘルスエンパワメントネット（山梨県立大学 伏見 正江 名誉教授）
富士吉田市福祉課
山梨外国人人権ネットワーク・オアシス
山梨県警察本部少年・女性安全対策課
山梨県女性相談所
山梨県精神保健福祉センター（自殺防止センター、ひきこもり地域支援センター）
山梨県男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）
やまなし性暴力被害者サポートセンター（かいさぽももこ）

（五十音順）

—

やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画

令和6年3月発行

山梨県子育て支援局子ども福祉課

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

電話 055-223-1459 FAX 055-223-1457

E-mail:kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp